

この法令は、電子政府の総合窓口 e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/index.html>) サイトのうち、「法令検索」から法令名の用語索引をし、検索されたデータから日本語を忠実に抽出し、その後、日中高齢化対策戦略技術プロジェクト事務局により中国語訳を追加したものです。翻訳以降の改正有無については、同サイト内「日本法令索引」のリンクから改正履歴をご確認ください。また、提供している情報は、ご利用される方のご判断においてご使用ください。できるだけ正確な中国語情報の提供を心がけておりますが、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、日中高齢化対策戦略技術プロジェクト事務局及び JICA は一切の責任を負いかねます。

本法令以电子政府综合窗口 e-Gov (<http://www.e-gov.go.jp/index.html>) 网站为对象，采用在“法令检索”栏下以法令名称用语检索的方式，如实提取检索显示的日语数据，并由中日养老服务政策及产业合作项目办公室进行中文翻译。关于翻译后是否曾经修订，请在该网站的“日本法令索引”链接确认修订历史记录。对于此处提供的信息，请利用者自行判断使用。我们致力于提供准确的中文信息，对于在使用过程中造成的不利后果，中日养老服务政策及产业合作项目办公室及 JICA 恕不负责。

昭和二十四年法律第二百八十三号

1949 年法律第 283 号

身体障害者福祉法

身体障碍者福祉法

目次

目录

第一章 総則（第一条—第三条）

第一章 总则

第一節 定義（第四条—第五条）

第一节 定义(第四条—第五条)

第二節 削除（第六条—第八条）

第二节 删除(第六条—第八条)

第三節 実施機関等（第九条—第十二条の三）

第三节 实施机关等(第九条—第十二条三)

第二章 更生援護

第二章 更生掩护

第一節 総則（第十三条—第十七条の二）

第一节 总则(第十三条—第十七条的二)

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置（第十八条—第十九条）

第二節 残疾福利服务，向残疾人支援设施等的入所等的措施(第十八条—第十九条)

第三節 盲導犬等の貸与(第二十条)

第三節 导盲犬等的借与(第二十条)

第四節 社会参加の促進等(第二十一条—第二十五条の二)

第四節 社会参加的促进等(第二十一条—第二十五条二)

第三章 事業及び施設(第二十六条—第三十四条)

第三章 事业及设施(第二十六条—第三十四条)

第四章 費用(第三十五条—第三十八条の二)

第四章 费用(第三十五条—第三十八条的二)

第五章 雜則(第三十九条—第四十八条)

第五章 杂则(第三十九条—第四十八条)

附則(第四十九条・第五十条)

附则(第四十九条・第五十条)

第一章 總則

第一章 总则

(法の目的)

(立法目的)

第一条 この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）と相まつて、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第一条 为了与《障碍者日常生活及社会生活综合支援法》（2005年第123号法律）相互配合，促进身体障碍者自立并参与社会经济活动，为身体障碍者提供援助及必要的保护，以此增进身体障碍者的福祉，制定本法。

(自立への努力及び機会の確保)

(努力自立及保障机会)

第二条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

第二条 所有身体障碍者，均应自觉主动克服其障碍，充分利用其具有的能力，为能够参与社会经济活动而努力。

2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野

の活動に参加する機会を与えられるものとする。

2 所有身体障碍者，作为组成社会的一员，均享有参与社会、经济、文化及其他所有领域的活动的机会。

（国、地方公共団体及び国民の責務）

（国家、地方公共団体及国民的责任与义务）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）を総合的に実施するように努めなければならない。

第三条 国家及地方公共団体应当促使上一条规定的理念得以实现，致力于综合实施以促进身体障碍者的自立及参与社会经济活动为目的的援助及必要的保护（以下称“回归社会援护”）。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者とその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

2 国民应当基于社会团结的理念，努力对身体障碍者积极克服其障碍、参与社会经济活动的努力给予协助。

第一節 定義

第一节 定义

（身体障害者）

（身体障碍者）

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

第四条 本法所称“身体障碍者”，是指附表所列具有身体上的障碍的，18 岁以上的，并从都道府县知事领取了身体障碍者手册的人。

（事業）

（事业）

第四条の二 この法律において、「身体障害者生活訓練等事業」とは、身体障害者に対する点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な厚生労働省令で定める訓練その他の援助を提供する事業をいう。

第四条之二 本法所称“身体障碍者生活训练等事业”，是指提供针对身体障碍者的盲文或手语训练及其他身体障碍者开展日常生活或社会生活所需要的厚生劳动省省令规定的训练等其他援助的事业。

2 この法律において、「手話通訳事業」とは、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（以下この項において「聴覚障害者等」という。）につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。第三十四条において同じ。）に関する便宜を供与する事業をいう。

2 本法所称“手语翻译事业”，是指对由于存在听觉、语言机能或发生机能的障碍而无法通过声音语言实现意思沟通的身体障碍者（以下在本款中称“听觉障碍者等”），提供与手语翻译等（指通过手语等厚生劳动省省令规定的方法居中协助听觉障碍者等与其他人的意思沟通。在第34条中相同）有关的便利的事业。

3 この法律において、「介助犬訓練事業」とは、介助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第三項に規定する介助犬をいう。以下同じ。）の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業をいい、「聴導犬訓練事業」とは、聴導犬（同条第四項に規定する聴導犬をいう。以下同じ。）の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業をいう。

3 本法所称“护理犬训练事业”，是指在训练护理犬（指《身体障碍者辅助犬法》（2002年第49号法律）第2条第3款规定的护理犬。下同）的同时，对肢体不便的身体障碍者开展使用护理犬所需的训练的事业；“导听犬训练事业”，是指在进行导听犬（指该条第4款规定的导听犬。下同）的训练的同时，对具有听觉障碍的身体障碍者进行使用导听犬所需的训练的事业。

（施設）

（设施）

第五条 この法律において、「身体障害者社会参加支援施設」とは、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。

第五条 本法所称“身体障碍者社会参与支援设施”，是指身体障碍者福祉中心、辅助用具制作设施、导盲犬训练设施及视听觉障碍者信息提供设施。

2 この法律において、「医療保健施設」とは、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）に基づく保健所並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院及び診療所をいう。

2 本法所称“医疗保健设施”，是指基于《地域保健法》（1947年第101号法律）的保健所及《医疗法》（1948年第205号法律）规定的医院及诊疗所。

第二節 削除

第二节 删除

第六条 削除

第六条 削除

第七条 削除

第七条 削除

第八条 削除

第八条 削除

第三節 実施機関等

第三节 实施机构等

(援護の実施者)

(援护的实施者)

第九条 この法律に定める身体障害者又はその介護を行う者に対する援護は、その身体障害者の居住地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行うものとする。ただし、身体障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その身体障害者の現在地の市町村が行うものとする。

第九条 对本法规定的身体障碍者或对其进行护理的人员的援护，由该身体障碍者居住地的市町村（包括特别区。下同）实施。但是，当身体障碍者没有居住地或居住地不明时，由相应身体障碍者现居地的市町村实施。

2 前項の規定にかかわらず、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（次項及び第十八条において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は同条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している身体障害者（以下この項において「特定施設入所身体障害者」という。）については、その者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設又は生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下この条において「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所身体障害者（以下この項において「継続入所身体障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所身体障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所身体障害者につい

ては、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地)の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

2 不受上一款规定限制，对于根据第 18 条第 2 款的规定采取入所措施或根据《障碍者日常生活及社会生活综合支援法》第 29 条第 1 款或第 30 条第 1 款的规定领取该法第 19 条第 1 款规定的护理补助费等（在下一款及第 18 条中称“护理补助费等”）而在该法第 5 条第 1 款或第 6 款厚生劳动省省令规定的设施或该条第 11 款规定的障碍者支援设施（以下称“障碍者支援设施”）入所的身体障碍者及根据《生活保护法》（1950 年第 144 号法律）第 30 条第 1 款但书的规定而入所的身体障碍者（以下在本款中称“特定设施入所身体障碍者”），由前往《障碍者日常生活及社会生活综合支援法或第 6 款厚生劳动省省令规定的设施、障碍者支援设施或《生活保护法》第 30 条第 1 款但书规定的设施（以下在本条中称“特定设施”）入所之前拥有的居住地（对于连续入住两个以上的特定设施的特定设施入所身体障碍者（以下在本款中称“连续入所身体障碍者”），为前往最早入所的特定设施入所之前拥有的居住地）的市町村实施本法规定的援护。但是，对前往特定设施入所之前没有居住地或居住地不明的特定设施入所身体障碍者，由其入所前的所在地（对于连续入所身体障碍者，为前往最早入所的特定设施入所之前拥有的居住地）的市町村实施本法规定的援护。

3 前二項の規定にかかわらず、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第五項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなされる場合を含む。）が採られて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた身体障害者又は身体に障害のある児童福祉法第四条第一項に規定する児童（以下この項において「身体障害者等」という。）が、継続して、第十八条第二項の規定により入所措置が採られて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に当該身体障害者等の保護者であった者（以下この項において「保護者であった者」という。）が有した居住地の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。ただし、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない身体障害者等については、当該身体障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村がこの法律に定める援護を行うものとする。

3 不受前两款规定限制，根据《儿童福祉法》（1947 年第 164 号法律）第 24 条之 2 第 1 款或第 24 条之 24 第 1 款的规定领取障碍儿童入所补助费或根据该法第 27 条第 1 款第三项或第 2 款的规定采取措施（包括根据该法第 31 条第 4 款的规定被视为该法第 27 条第 1 款第三项或第 2 款规定的措施的情形）而前往障碍者日常生活及社会生活综合支援法》第 5 条第 1 款厚生劳动省省令规定的设施入所的身体障碍者或《儿童福祉法》第 4 条第 1 款规定的身体有障碍的儿童（以下在本款中称“身体障碍者等”），在连续根据第 18 条第 2 款的规定采取入住措施、根据《障

碍者日常生活及社会生活综合支援法》第 29 条第 1 款或第 30 条第 1 款的规定领取护理补助费等或根据《生活保护法》第 30 条第 1 款但书的规定前往特定设施入所的情况下，由该身体障碍者等年满 18 岁之日的前一天身为该身体障碍者等的监护人者（以下在本款中称“身为监护人者”）拥有居住地的市町村实施本法规定的援护。但是，对于在该身体障碍者等年满 18 岁之日的前一天没有身为监护人者、监护人没有居住地或监护人居住地不明的身体障碍者等，由该身体障碍者等年满 18 岁之日的前一天所在地的市町村实施本法规定的援护。

4 前二項の規定の適用を受ける身体障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該身体障害者に対しこの法律に定める援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

4 适用前两款规定的身体障碍者前往入所的特定设施的设立者，应当对该特定设施所在的市町村及对该身体障碍者实施本法规定的援护的市町村给予必要的协助。

5 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

5 市町村应当就本法的施行办理下列事务。

一 身体に障害のある者を発見して、又はその相談に応じて、その福祉の増進を図るために必要な指導を行うこと。

一 发现身体有障碍的人员或根据与其商谈，为增进其福祉而进行必要的指导。

二 身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

二 在身体障碍者的福祉方面提供必要的信息。

三 身体障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更生援護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更生の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。

三 接受身体障碍者的商谈，调查其生活的实际状况、环境等，判断是否需要回归社会援护及其种类，直接或间接向本人指导社会性回归社会的方法途径以及办理其附带的事务。

6 市町村は、前項第二号の規定による情報の提供並びに同項第三号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う当該市町村以外の者に委託することができる。

6 在依照上一款第二项规定的信息提供以及依照该款第三项规定的商谈及指导中，对主要在住宅内开展日常生活的身体障碍者及进行护理者涉及的事项，市町村可以将其委托给该市町村以外《障碍者日常生活及社会生活综合支援法》规定的办理一般商谈支援事业或特定商谈支援事业的主体。

7 その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に身体障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「身体障害者福祉司」という。）を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、第五項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの（次条第二項及び第三項において「専門的相談指導」という。）については、身体障害者の更生援護に関する相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならない。

7 在其设立的福祉事務所（指《社会福祉法》（1951年第45号法律）规定的有关福祉的事务所。下同）中未设管理身体障碍者福祉相关事务的工作人员（以下称“身体障碍者福祉司”）的市町村最高负责人及未设置福祉事务所的町村最高负责人，就第5款第三项所列事务之中需要专业知识及技能的事务（在下一条第2款及第3款中称“专业性商谈指导”），应当请求有关身体障碍者回归社会援护的商谈所（以下称“身体障碍者回归社会商谈所”）给予技术性援助与建议。

8 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、第五項第三号に掲げる業務を行うに当たって、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

8 市町村最高负责人（包括特別区的区长。下同）在办理第5款第三项所列事务时，尤其是需要医学、心理学及职业性判断时，应当请求身体障碍者回归社会商谈所做出判断。

9 市町村長は、この法律の規定による市町村の事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

9 市町村最高负责人可以将本法规定的全部或部分市町村事务委托给归属其管理的行政厅。

（市町村の福祉事務所）

（市町村の福祉事務所）

第九条之二 市町村の設置する福祉事務所又はその長は、この法律の施行に関し、主として前条第五項各号に掲げる業務又は同条第七項及び第八項の規定による市町村長の業務を行うものとする。

第九条之二 市町村设置的的福祉事務所或其最高负责人，在本法的施行上，主要办理上一条第5款各项所列事务或该条第7款及第8款规定的市町村最高负责人的事务。

2 市の設置する福祉事務所に身体障害者福祉司を置いている福祉事務所があるときは、当該市の身体障害者福祉司を置いていない福祉事務所の長は、専門的相談指導については、当該市の身体障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

2 在市设置的福祉事务所中存在设有身体障碍者福祉司的福祉事务所时，该市未设置身体障

碍者福祉司的福祉事務所の最高负责人，应当就专业性商谈指导，请求该市的身体障碍者福祉司给予技术性援助或建议。

3 市町村の設置する福祉事務所のうち身体障害者福祉司を置いている福祉事務所の長は、専門的相談指導を行うに当たって、特に専門的な知識及び技術を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

3 在市町村设置的福祉事务所中设有身体障碍者福祉司的福祉事务所的最高负责人，在进行专业性商谈指导时，尤其是需要专业性知识及技术的情形下，应当请求身体障碍者回归社会商谈所给予技术性援助及建议。

（連絡調整等の実施者）

（联络协调等的实施者）

第十条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

第十条 都道府县应当就本法的施行办理下列事务。

一 市町村の援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

一 在市町村援助的实施上，进行市町村相互之间的联络协调、向市町村提供信息等其他必要的援助及办理其附带事务。

二 身体障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

二 在身体障碍者的福祉方面，主要办理下列事务

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

a 从超越各市町村区域的广泛视角出发，致力于掌握实际情况。

ロ 身体障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

b 办理有关身体障碍者的商谈及指导中需要专业性知识及技术的事务。

ハ 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

c 进行身体障碍者的医学、心理学及职业性判断。

ニ 必要に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと。

d 根据需要，进行《障碍者日常生活及社会生活综合支援法》第5条第23款规定的辅助用具的使用方法及合适性判断。

2 都道府県知事は、市町村の援護の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

2 都道府県知事は认为为了确保市町村援护的妥善实施而有必要时，可以向市町村提供必要的建议。

3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3 都道府县知事可以将第 1 款或上一款规定的全部或部分都道府县事务委托给归属其管理的行政厅。

(更生相談所)

(回归社会商谈所)

第十一条 都道府県は、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の支援のため、必要の地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。

第十一条 都道府县应当为了便于开展身体障碍者的回归社会援护及支援市町村实施妥善的援护，在需要的地点设置身体障碍者回归社会商谈所。

2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（第十八条第二項の措置に係るものに限る。）及び前条第一項第二号ロからニまでに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項、第二十六条第一項、第五十一条の七第二項及び第三項、第五十一条の十一、第七十四条並びに第七十六条第三項に規定する業務を行うものとする。

2 身体障碍者回归社会商谈所在身体障碍者的福祉上，应主要办理上一条第 1 款第一项所列业务（仅限第 18 条第 2 款的措施涉及的事项）及上一条第 1 款第二项 b 至 d 所列事务以及障碍者日常生活及社会生活综合支援法》第 22 条第 2 款及第 3 款、第 26 条第 1 款、第 51 条之 7 第 2 款及第 3 款、第 51 条之 11、第 74 条以及第 76 条第 3 款规定的事务。

3 身体障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務を行うことができる。

3 身体障碍者回归社会商谈所可根据需要巡回办理上一款规定的事务。

4 前各項に定めるもののほか、身体障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

4 除上述各款规定的事务之外，身体障碍者回归社会商谈所相关所需事项由政令规定。

(身体障害者福祉司)

(身体障碍者福祉司)

第十一条之二 都道府県は、その設置する身体障害者更生相談所に、身体障害者福祉司を置かなければならない。

第十一条之二 都道府县应当在其设置的身体障碍者回归社会商谈所内设置身体障碍者福祉司。

2 市及び町村は、その設置する福祉事務所に、身体障害者福祉司を置くことができる。

2 市及町村可以在其设置的福祉事务所内设置身体障碍者福祉司。

3 都道府県の身体障害者福祉司は、身体障害者更生相談所の長の命を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。

3 都道府县的身体障碍者福祉司，应接受身体障碍者回归社会商谈所最高负责人的命令，办理下列业务。

一 第十条第一項第一号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

一 第10条第1款第一项所列业务中，需要专业性知识及技术的事项。

二 身体障害者の福祉に関し、第十条第一項第二号ロに掲げる業務を行うこと。

二 在身体障碍者的福祉方面，办理第10条第1款第二项b所列事务。

4 市町村の身体障害者福祉司は、当該市町村の福祉事務所の長の命を受けて、身体障害者の福祉に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

4 市町村的身体障碍者福祉司，应接受相应市町村福祉事务所最高负责人的命令，在身体障碍者的福祉上办理下列事务。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

一 对福祉事务所的所员进行技术性指导。

二 第九条第五項第三号に掲げる業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 第9条第5款第三项所列事务中，需要专业性知识及技术的事项。

5 市の身体障害者福祉司は、第九条の二第二項の規定により技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。この場合において、特に専門的な知識及び技術が必要であると認めるときは、身体障害者更生相談所に当該技術的援助及び助言を求めるよう助言しなければならない。

5 市属身体障碍者福祉司在收到第9条之2第2款规定的技术性援助及建议的请求时，应当对此给予协助。在此情形下，如果认为特别需要专业性知识及技术的，应当建议向身体障碍者

回归社会商谈所请求给予相应的技术性援助及建议。

第十二条 身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

第十二条 身体障碍者福祉司作为都道府县知事或市町村最高负责人的辅助机构的工作人员，应当从符合下列任意一项的人员中选任。

一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの

一 具有《社会福祉法》规定的社会福祉主任资格，并且具有两年以上身体障碍者回归社会援护及其他福祉相关事务从业经验者。

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

二 在《学校教育法》（1947年第26号法律）规定的大学或原大学令（1918年敕令第388号）规定的大学中，修习厚生劳动大臣指定的社会福祉相关科目并毕业者

三 医師

三 医师

四 社会福祉士

四 社会福祉士

五 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者

五 从培养从事身体障碍者回归社会援护事务的工作人员的学校及其他都道府县知事指定的设施毕业的人员

六 前各号に準ずる者であつて、身体障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

六 遵照上述各项，具有作为身体障碍者福祉司应有的学识经验的人员

（民生委員の協力）

（民生委员的协助）

第十二条之二 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所の長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

第十二条之二 《民生委员法》(1948年第198号法律)规定的民生委员,应在本法的施行上,协助市町村的最高负责人、福祉事务所的最高负责人、身体障碍者福祉司或社会福祉主任执行事务。

(身体障害者相談員)

(身体障碍者商谈员)

第十二条之三 市町村は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと(次項において「相談援助」という。)を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

第十二条之三 为了增进身体有障碍的人员的福祉,市町村可以将根据身体有障碍的人员的商谈以及为了身体有障碍的人员的回归社会所需的援助(在下一款中称“商谈援助”),委托给具有社会威望并且对身体有障碍的人员的回归社会援护拥有热情及见解的人员。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2 不受前款规定限制,如果存在市町村由于障碍的特性及其他情况而难以进行商谈援助的委托时,都道府县可以将该市町村区域的相应商谈援助,委托给具有社会威望并且对身体有障碍的人员的回归社会援护拥有热情及见解的人员。

3 前二項の規定により委託を受けた者は、身体障害者相談員と称する。

3 根据前两款的规定接受委托的人员,称为身体障碍者商谈员。

4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、身体に障害のある者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(第十八条の二において「障害福祉サービス事業」という。)、同法第五条第十八項に規定する一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

4 身体障碍者商谈员在办理其接到委托的事务时,为了身体具有障碍的人员能够顺利利用《障碍者日常生活及社会生活综合支援法》第5条第1款规定的障碍福祉服务事业(在第18条之2中称“障碍福祉服务事业”)、该法第5条第16款规定的一般商谈支援事业及其他身体障碍者福祉相关事业涉及的服务,应当与相应服务的提供者及其他相关人员等保持合作。

5 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、

その身上に関する秘密を守らなければならない。

5 身体障害者商談員在办理其接受委托的事务时，应当尊重个人的人格并保守与其身世有关的秘密。

第二章 更生援護

第二章 回归社会援护

第一節 総則

第一节 总则

(指導啓発)

(指导宣传教育)

第十三条 国及び地方公共団体は、疾病又は事故による身体障害の発生の予防及び身体に障害のある者の早期治療等について国民の関心を高め、かつ、身体に障害のある者の福祉に関する思想を普及するため、広く国民の指導啓発に努めなければならない。

第十三条 国家及地方公共团体，应当为提高国民对预防因疾病或事故导致的身体障碍发生及身体有障碍的人员的及时治疗等的关注，并普及与身体有障碍的人员的福祉有关的思想，致力于对国民进行广泛的指导宣传教育。

(調査)

(调查)

第十四条 厚生労働大臣は、身体に障害のある者の状況について、自ら調査を実施し、又は都道府県知事その他関係行政機関から調査報告を求め、その研究調査の結果に基づいて身体に障害のある者に対し十分な福祉サービスの提供が行われる体制が整備されるように努めなければならない。

第十四条 厚生劳动大臣应当就身体有障碍的人员的状况，自行实施调查或从都道府县知事及其他相关行政机构寻求调查报告，并根据其调查研究的结果，致力于建立向身体有障碍的人员提供充分的福祉服务的体制。

(支援体制の整備等)

(支援体制的建立等)

第十四条の二 市町村は、この章に規定する更生援護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、身体障害者が、心身の状況、その

置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第十四条之二 为了积极提供本章规定的回归社会援护、《障碍者日常生活及社会生活综合支援法》规定的自立支援补助及地域生活支援事业等其他符合地区实际情况的细致的福祉服务，使身体障碍者能够全面接受根据身心状况及其所处环境等开展自立的日常生活及社会生活所需的最妥善的支援，市町村应当致力于建立能够协助或协调福祉服务的提供者或该事项的参与者的活动等符合地域实际情况的体制。

2 市町村は、前項の体制の整備及びこの章に規定する更生援護の実施に当たっては、身体障害者が引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

2 市町村在建立上一款的体制及实施本章规定的回归社会援护时，应当考虑让身体障碍者能够在住宅中开展日常生活。

（身体障害者手帳）

（身体障碍者手册）

第十五条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。

第十五条 身体有障碍的人员可以携带都道府县知事规定的医师的诊断书，向其居住地（没有居住地的，为其现居地）的都道府县知事申请领取身体障碍者手册。但是，本人未满 15 岁时，应由其监护人（指行使亲权的人及其他监护人。但是，对于根据《儿童福祉法》第 27 条第 1 款第三项或第 27 条之 2 的规定而被内亲委托的养父母、或入住儿童福祉设施的儿童，为该养父母或儿童福祉设施的最高负责人。下同）代为申请。

2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たっては、社会福祉法第七条第一項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 都道府县知事根据上一款的规定指定医师时，应当遵守厚生劳动大臣的规定，并且在进行该指定时，应当听取《社会福祉法》第 7 条第 1 款规定的社会福祉相关审议会及其他合议制机构（以下称“地方社会福祉审议会”）的意见。

3 第一項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者

の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。

3 第1款规定的医师在向身体有障碍的人员交付诊断书时，应当就该人员的障碍是否属于附表所列的障碍附上意见书。

4 都道府県知事は、第一項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

4 都道府县知事依照第1款的申请进行审查，认为其障碍属于附表所列障碍时，应当向申请人交付身体障碍者手册。

5 前項に規定する審査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めるときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

5 根据上一款规定的审查的结果，认为其障碍不属于附表所列障碍时，都道府县知事应当附上理由并通知申请人该情况。

6 身体障害者手帳の交付を受けた者は、身体障害者手帳を譲渡し又は貸与してはならない。

6 领取了身体障碍者手册的人员不得转让或出借身体障碍者手册。

7 身体に障害のある十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合において、本人が満十五歳に達したとき、又は本人が満十五歳に達する以前にその保護者が保護者でなくなったときは、身体障害者手帳の交付を受けた保護者は、すみやかにこれを本人又は新たな保護者に引き渡さなければならない。

7 身体有障碍的不满15岁的人员，在其监护人领取了身体障碍者手册的情形下，本人年满15岁时，或本人年满15岁之前该监护人不再是监护人时，领取了身体障碍者手册的监护人应当立即将其转交给本人或新的监护人。

8 前項の場合において、本人が満十五歳に達する以前に、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、すみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。

8 在上一款的情形下，本人年满15岁之前，领取了身体障碍者手册的监护人死亡时，其的亲属或共同居住的亲友中持该身体障碍者手册者，应当立即将其转交给新的监护人。

9 前二項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳の引渡を受けたときは、その身体障害者手帳は、本人又は新たな保護者が交付を受けたものとみなす。

9 本人或新的监护人根据前两款的规定接受转交的身体障碍者手册时，视为本人或新的监护人领取了该身体障碍者手册。

10 前各項に定めるものの外、身体障害者手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

10 除上述各款规定的事项之外，身体障碍者手册的相关必要事项由政令规定。

(身体障害者手帳の返還)

(身体障碍者手册的返还)

第十六条 身体障害者手帳の交付を受けた者又はその者の親族若しくは同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、本人が別表に掲げる障害を有しなくなったとき、又は死亡したときは、すみやかに身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

第十六条 领取了身体障碍者手册的人员或持有其身体障碍者手册的亲属或者共同居住的亲友，当本人不再具有附表所列障碍时或者死亡时，应当立即将身体障碍者手册返还给都道府县知事。

2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けた者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。

2 都道府县知事在下列情形下，可以命令已领取身体障碍者手册的人员返还身体障碍者手册。

一 本人の障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたとき。

一 认为本人的障碍不属于附表所列的障碍时。

二 身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく、第十七条の二第一項の規定による診査又は児童福祉法第十九条第一項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。

二 已领取身体障碍者手册的人员无正当理由拒绝或规避第 17 条之 2 第 1 款规定的诊察或《儿童福祉法》第 19 条第 1 款规定的诊察时。

三 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。

三 已领取身体障碍者手册的人员将其身体障碍者手册转让或出借给他人时。

3 都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもって、その理由を示さなければならない。

3 都道府县知事在实施上一款规定的处分时，应当通过书面文件明示其理由。

4 市町村長は、身体障害者につき、第二項各号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村最高负责人认为身体障碍者存在第 2 款各项所列事由时，应当将此事通知都道府县知事。

第十七条 前条第二項の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の十日前までにしなければならない。

第十七条 上一条第 2 款规定的处分涉及的《行政程序法》（1993 年第 88 号法律）第 15 条第 1

款的通知，应当在听证之日的十天之前下达。

（診査及び更生相談）

（診察及回归社会商谈）

第十七条之二 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。

第十七条之二 市町村应当开展身体障碍者诊察及回归社会商谈，并根据需要采取下列措施。

一 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。

一 向需要医疗或保健指导的人员，介绍医疗保健设施。

二 公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。

二 向需要公共职业能力开发设施举办的职业训练（包括职业能力开发综合大学举办的职业训练）或就业中介的人员，介绍公共职业安定所。

三 前二号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。

三 除前两款规定的事项外，就其回归社会所需事项进行指导。

2 医療保健施設又は公共職業安定所は、前項第一号又は第二号の規定により市町村から身体障害者の紹介があったときは、その更生のために協力しなければならない。

2 医疗保健设施或公共职业安定所在收到根据上一款第一项或第二项的规定由市町村实施的身体障碍者介绍时，应当为其回归社会给予协助。

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置

第二节 障碍福祉服务、障碍者支援设施等的入所等措施

（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）

（障碍福祉服务、障碍者支援设施等的入所等措施）

第十八条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同条第六項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援（以下この条において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以

外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

第十八条 在需要《障碍者日常生活及社会生活综合支援法》第 5 条第 1 款规定的障碍福祉服务（该条第 6 款规定的疗养护理及该条第 1 款规定的设施入所支援（以下在本条中称“疗养护理等”）除外。以下称“障碍福祉服务”）的身体障碍者，由于迫不得已的原因而非常难以领取护理补助费等（疗养护理等涉及的费用除外）时，市町村可以根据政令规定的标准向该身体障碍者提供障碍福祉服务或委托该市町村以外的主体提供障碍者福祉服务。

2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

2 在需要前往障碍者支援设施或《障碍者日常生活及社会生活综合支援法》第 5 条第 6 款中厚生劳动省省令规定的设施（以下称“障碍者支援设施等”）入所的身體障碍者，由于迫不得已的原因而非常难以领取护理补助费等（仅限与疗养护理等有关的费用）时，市町村应当让该身体障碍者前往相应的市町村设置的障碍者支援设施入所等，或者将该身体障碍者的入住或入所委托给国家、都道府县或者其他市町村或者社会福祉法人设立的障碍者支援设施等或者独立行政法人国立医院机构或者《关于从事有关高度专业医疗研究等的国立研究开发法人的法律》（2008 年第 93 号法律）第 3 条之 2 规定的国立高度专业医疗研究中心设立的医疗机构中由厚生劳动大臣指定的单位（以下称“指定医疗机构”）。

（措置の受託義務）

（措施的受托义务）

第十八条之二 障害福祉サービス事業を行う者又は障害者支援施設等若しくは指定医療機関の設置者は、前条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第十八条之二 障碍福祉服务事业的从业者或障碍者支援设施等或者指定医疗机构的设置者，在接到依照上一条规定提出的委托时，无正当理由不得予以拒绝。

（措置の解除に係る説明等）

（与措施的解除有关的说明等）

第十八条之三 市町村長は、第十七条の二第一項第三号、第十八条又は第五十条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かななければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があった場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

第十八条之三 市町村最高负责人在解除第 17 条之 2 第 1 款第三项、第 18 条或第 50 条的措施时，应当预先向该措施涉及的主体说明该措施的解除理由，并同时听取其意见。但是，在该措施涉及的主体申请解除该措施等厚生劳动省省令规定的情形下，不受此限。

（行政手続法の適用除外）

（《行政程序法》的适用除外）

第十九条 第十七条の二第一項第三号、第十八条又は第五十条の措置を解除する処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第十九条 解除第 17 条之 2 第 1 款第三项、第 18 条或第 50 条的措施的处分，不适用《行政程序法》第三章（第 12 条及第 14 条除外）的规定。

第三節 盲導犬等の貸与

第三节 导盲犬等的出借

第二十条 都道府県は、視覚障害のある身体障害者、肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者から申請があったときは、その福祉を図るため、必要に応じ、盲導犬訓練施設において訓練を受けた盲導犬（身体障害者補助犬法第二条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。）、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬を貸与し、又は当該都道府県以外の者にこれを貸与することを委託することができる。

第二十条 在收到具有视觉障碍的身体障碍者、肢体不便的身体障碍者或具有听觉障碍的身体障碍者的申请时，为了增进其福祉，都道府县可以根据需要出借在导盲犬训练设施接受过训练的导盲犬（指《身体障碍者辅助犬法》第 2 条第 2 款规定的导盲犬。下同）、接受过护理犬训练事业从业者的训练的护理犬或接受过导听犬训练事业从业者训练的导听犬，或者委托相应都道府县以外的主体出借。

第四節 社会参加の促進等

第四节 社会参与的促进等

（社会参加を促進する事業の実施）

（社会参与促进事业的实施）

第二十一条 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

第二十一条 地方公共団体应当致力于开展支援具有视觉障碍的身体障碍者及具有听觉障碍的身体障碍者沟通意愿的事业、支援身体障碍者使用导盲犬、护理犬或导听犬的事业、促进身体障碍者参与体育活动的事业以及其他促进身体障碍者参与社会、经济、文化及其他所有领域的活动的事业。

(売店の設置)

(小売部的設置)

第二十二条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があったときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。

第二十二条 国家或地方公共团体设置的事务所及其他公共设施的管理者，在收到身体障碍者的申请时，应当尽量允许其设置小卖部，以在其公共设施内销售报纸、图书、香烟、办公用品、食品及其他物品。

2 前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許したときは、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定めて、これを監督することができる。

2 根据上一款的规定允许在公共设施内设置小卖部时，该设施的管理者可以就该小卖部的运营制定必要的规则并对此进行监督。

3 第一項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合の外は、自らその業務に従事しなければならない。

3 根据上一款的规定而得到设置小卖部的许可的身体障碍者，除因生病等有其他正当理由的情形外，应当自行办理其事务。

第二十三条 市町村は、前条に規定する売店の設置及びその運営を円滑にするため、その区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、かつ、公共的施設における売店設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を身体障害者に知らせなければならない。

第二十三条 为了顺利设置及运营上一条规定的小卖部，市町村应当与其区域内的公共设施管理者进行协商，调查公共设施内可以设置小卖部的场所、销售物品的种类等，并将其结果通知身体障碍者。

(製造たばこの小売販売業の許可)

(制造烟草的零售业许可)

第二十四条 身体障害者がたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第一項の規定による小売販売業の許可を申請した場合において同法第二十三条各号の規定に該当しないときは、財務大臣は、当該身体障害者に当該許可を与えるように努めなければならない。

第二十四条 在身体障碍者根据《烟草事业法》（1984 年第 68 号法律）第 22 条第 1 款的规定申请了零售业许可但不符合该法第 23 条各项的规定时，财政大臣应当致力于授予该身体障碍者相应的许可。

2 第二十二条第三項の規定は、前項の規定によりたばこ事業法第二十二条第一項の許可を受けた者について準用する。

2 第 22 条第 3 款的规定准用于根据上一款的规定取得《烟草事业法》第 22 条第 1 款的许可的身体障碍者。

(製作品の購買)

(作品的购买)

第二十五条 身体障害者の援護を目的とする社会福祉法人で厚生労働大臣の指定するものは、その援護する身体障害者の製作した政令で定める物品について、国又は地方公共団体の行政機関に対し、購買を求めることができる。

第二十五条 以身体障碍者的援护为目的并由厚生劳动大臣指定的社会福祉法人，可以要求国家或地方公共团体的行政机构购买其援护的身体障碍者制作的政令规定的物品。

2 国又は地方公共団体の行政機関は、前項の規定により当該物品の購買を求められた場合において、適当と認められる価格により、且つ、自らの指定する期限内に購買することができるときは、自らの用に供する範囲において、その求に応じなければならない。但し、前項の社会福祉法人からその必要とする数量を購買することができないときは、この限りでない。

2 国家或地方公共团体的行政机构在根据上一款的规定被要求购买相应物品时，如果能够以合适的价格并且可以在自行指定的期限内进行购买，应当在用于自用的范围内答应其要求。但是，在无法从上一款的社会福祉法人购买其所需的数量的情形，不在此限。

3 国の行政機関が、前二項の規定により当該物品を購買するときは、第一項の社会福祉法人の受註、納入等を円滑ならしめることを目的とする社会福祉法人で厚生労働大臣の指定するものを通じて行うことができる。

3 国家的行政机构根据前两款的规定购买相应物品时，可以通过以促进第 1 款的社会福祉法人顺利接单、交货等为目的的、并由厚生劳动大臣指定的社会福祉法人办理。

4 社会保障審議会は、この条に規定する業務の運営について必要があると認めるときは、国又は地方公共団体の機関に対し、勧告をすることができる。

4 社会保障审议会认为对于运营本条规定的事务有必要时，可以向国家或地方公共团体的机构提出建议。

（芸能、出版物等の推薦等）

（演艺作品、出版物等的推荐）

第二十五条之二 社会保障審議会は、身体障害者の福祉を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第二十五条之二 为了增进身体障碍者的福祉，社会保障审议会可以推荐演艺作品、出版物等，或者对制作、发行或者销售上述物品者等提出必要的建议。

第三章 事業及び施設

第三章 事业及设施

（事業の開始等）

（事业的开始等）

第二十六条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業（以下「身体障害者生活訓練等事業等」という。）を行うことができる。

第二十六条 国家及都道府县以外的主体，可以根据厚生劳动省省令的规定，预先向都道府县知事申报厚生劳动省省令规定的事项，从事身体障碍者生活训练等事业或护理犬训练事业或者导听犬训练事业（以下称“身体障碍者生活训练等事业等”）。

2 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 国家及都道府县以外的主体，在根据上一款规定所申报的事项发生变更时，应当自变更之日起1个月内，向都道府县知事申报此事。

3 国及び都道府県以外の者は、身体障害者生活訓練等事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3 国家及都道府县以外的主体，在拟废止或停止身体障碍者生活训练等事业等时，应当预先

向都道府县知事申报厚生劳动省省令规定的事项。

第二十七条 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、手話通訳事業を行うことができる。

第二十七条 国家及都道府县以外的主体可以根据《社会福祉法》的规定开展手语翻译事业。

(施設の設置等)

(设施的设置等)

第二十八条 都道府県は、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。

第二十八条 都道府县可以设置身体障碍者社会参与支援设施。

2 市町村は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。

2 市町村可以预先向都道府县知事申报厚生劳动省省令规定的事项，设置身体障碍者社会参与支援设施。

3 社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、身体障害者社会参加支援施設を設置することができる。

3 社会福祉法人等可以根据《社会福祉法》的规定，设置身体障碍者社会参与支援设施。

4 身体障害者社会参加支援施設には、身体障害者の社会参加の支援の事務に従事する者の養成施設（以下「養成施設」という。）を附置することができる。ただし、市町村がこれを附置する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4 可以在身体障碍者社会参与支援设施中附加设置从事支援身体障碍者的社会参与事务的人员的培训设施（以下称“培训设施”）。但是，市町村附带设置培训设施的，应当预先向都道府县知事申报厚生劳动省省令规定的事项。

5 前各項に定めるもののほか、身体障害者社会参加支援施設の設置、廃止又は休止に関し必要な事項は、政令で定める。

5 除上述各项规定外，有关身体障碍者社会参与支援设施的设置、废止或停止的必要事项，由政令规定。

(施設の基準)

(设施的标准)

第二十九条 厚生労働大臣は、身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設備及び運営に

ついて、基準を定めなければならない。

第二十九条 厚生労働大臣应当就身体障碍者社会参与支援设施及培训设施的设备及运营制定标准。

2 社会福祉法人その他の者が設置する身体障害者社会参加支援施設については、前項の規定による基準を社会福祉法第六十五条第一項の規定による基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第三項及び第七十一条の規定を適用する。

2 社会福祉法人等设置的障碍者社会参与支援设施，将依照上一款规定的标准视为依照《社会福祉法》第 65 条第 1 款规定的标准，适用该法第 62 条第 4 款、第 65 条第 3 款及第 71 条的规定。

第三十条 削除

第三十条 删除

（身体障害者福祉センター）

（身体障碍者福祉中心）

第三十一条 身体障害者福祉センターは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする。

第三十一条 身体障碍者福祉中心为接受有关身体障碍者的各种商谈，通过免费或收取少量费用，向身体障碍者综合提供机能训练、提高修养、促进与社会的交流及休闲娱乐之便利的设施。

（補装具製作施設）

（辅助用具制作设施）

第三十二条 補装具製作施設は、無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設とする。

第三十二条 辅助用具制作设施为通过免费或收取少量费用，而进行辅助用具的制作或修理的设施。

（盲導犬訓練施設）

（导盲犬训练设施）

第三十三条 盲導犬訓練施設は、無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設とする。

第三十三条 导盲犬训练设施为通过免费或收取少量费用，而在进行导盲犬训练的同时，对具有视觉障碍的身体障碍者进行导盲犬使用所需的必要的训练的设施。

(視聴覚障害者情報提供施設)

(視聴覚障害者情報提供施設)

第三十四条 視聴覚障害者情報提供施設は、無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳（文字を点字に訳すことをいう。）若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設とする。

第三十四条 視聴覚障害者情報提供施設は、通过免费或收取少量费用，而制作专门供视聴覚障害者使用的盲文刊物、视觉障碍者录音用品、听觉障碍者录像用品及其他记录各种信息的物品，或将上述物品供视聴覚障害者使用，又或提供从事盲文翻译（指将文字翻译成盲文）或手语翻译等的人员的培养或者派遣及其他提供厚生劳动省省令规定的便利的设施。

第四章 費用

第四章 費用

(市町村の支弁)

(市町村的开支)

第三十五条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

第三十五条 在身体障碍者的回归社会援护上，本法规定的事项所需的费用中，下列费用由市町村支付。

一 第十一条の二の規定により市町村が設置する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

一 根据第 11 条之 2 的规定由市町村设置的障碍者福祉司的设置及运营所需的费用

二 第十二条の三の規定により市町村が行う委託に要する費用

二 根据第 12 条之 3 的规定由市町村进行的委托所需的费用

三 第十三条、第十四条、第十七条の二及び第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用（国の設置する障害者支援施設等に対し第十八条第二項の規定による委託をした場合において、その委託後に要する費用を除く。）

三 根据第 13 条、第 14 条、第 17 条之 2 及第 18 条的规定由市町村采取行政措施所需的费用（根据第 18 条第 2 款的规定向国家设置的障碍者支援设施等委托的情形下，相应委托之后所需

的费用除外)

四 第二十八条第二項及び第四項の規定により、市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

四 根据第 28 条第 2 款及第 4 款的规定, 由市町村设置的 身体障碍者社会参与支援设施及培训设施的设置及运营所需的费用

(都道府県の支弁)

(都道府県の支付)

第三十六条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

第三十六条 在身体障碍者的回归社会援护上, 本法规定的事项所需的费用中, 下列费用由都道府县支付。

一 第十一条の二の規定により都道府県が設置する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

一 根据第 11 条之 2 的规定由都道府县设置的 身体障碍者福祉司的设置及运营所需的费用

二 第十一条の規定により都道府県が設置する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

二 根据第 11 条的规定由都道府县设置的 身体障碍者回归社会商谈所的设置及运营所需的费用

二の二 第十二条の三の規定により都道府県が行う委託に要する費用

二之二 根据第 12 条之 3 的规定由都道府县进行委托所需的费用

三 第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

三 根据第 13 条、第 14 条、第 15 条及第 20 条的规定由都道府县采取行政措施所需的费用

四 第二十八条第一項及び第四項の規定により都道府県が設置する身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

四 根据第 28 条第 1 款及第 4 款的规定, 由都道府县设置的 身体障碍者社会参与支援设施及培训设施的设置及运营所需的费用

(国の支弁)

(国家的支付)

第三十六条之二 国は、第十八条第二項の規定により、国の設置する障害者支援施設等に入所した身体障害者の入所後に要する費用を支弁する。

第三十六条之二 国家根据第 18 条第 2 款的规定，就前往由国家设置的障碍者支援设施等入所的身体障碍者在入所后所需的费用进行开支。

（都道府県の負担）

（都道府县的負担）

第三十七条 都道府県は、政令の定めるところにより、第三十五条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

第三十七条 都道府县根据政令的规定，就根据第 35 条的规定由市町村支付的费用，负担下列项目。

一 第三十五条第三号の費用（第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一

一 負担第 35 条第 3 款的费用（仅限根据第 18 条的规定由市町村采取行政措施所需的费用，下一项所列费用除外）的其四分之一

二 第三十五条第三号の費用（第九条第一項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者についての第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）については、その十分の五

二 負担第 35 条第三项的费用（仅限对没有第 9 条第 1 款规定的居住地或者居住地不明的身体障碍者，根据第 18 条的规定由市町村采取行政措施所需的费用）的十分之五

（国の負担）

（国家的負担）

第三十七条之二 国は、政令の定めるところにより、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

第三十七条之二 根据政令的规定，国家负担根据第 35 条及第 36 条的规定由市町村及都道府县支付的费用中的下列项目。

一 第三十五条第四号及び第三十六条第四号の費用（視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る。）については、その十分の五

一 負担第 35 条第四项及第 36 条第四项的费用（仅限视听觉障碍者信息提供设施的运营所需的费用）的十分之五

二 第三十五条第三号の費用（第十七条の二の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。）及び第三十六条第三号の費用（第十五条及び第二十条の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。）については、その十分の五

二 負担第 35 条第三项的费用（根据第 17 条之 2 的规定由市町村采取行政措施所需的费用除外）及第 36 条第三项的费用（根据第 15 条及第 20 条的规定由都道府县采取行政措施所需的费用除外）的十分之五

（費用の徴収）

（费用的征收）

第三十八条 第十八条第一項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第二項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託（国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。）が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第三十八条 在根据第 18 条第 1 款的规定提供或者委托提供了障碍者福祉服务的情况下或根据该条第 2 款的规定入住了障碍者支援设施等或已前往障碍者支援设施等或指定医疗机构的委托（前往由国家设置的障碍者支援设施等入所的委托除外）入住或入院的情况下，支付了该行政措施所需的费用的市町村的最大负责人，可以根据其负担能力向该身体障碍者或其扶养义务人（指《民法》（1896 年第 89 号法律）规定的扶养义务人。下同）征收全部或部分费用。

2 市町村により国の設置する障害者支援施設等への入所の委託が行われた場合においては、厚生労働大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村委托前往国家设置的障碍者支援设施等入所的情况下，厚生劳动大臣可以根据其负担能力，向该身体障碍者或其扶养义务人征收全部或部分费用。

（準用規定）

（准用規定）

第三十八条の二 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第三号の規定又は同法第三条第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

第三十八条之二 《社会福祉法》第 58 条第 2 款至第 4 款的规定，准用于根据《国有资产特别措施法》（1952 年第 219 号法律）第 2 条第 2 款第三项的规定或该法第 3 条第 1 款第四项及第二项的规定接受了普通财产的转让或出借的社会福祉法人。

第五章 雜則

第五章 杂则

(報告の徴収等)

(报告的征收等)

第三十九条 都道府県知事は、身体障害者の福祉のために必要があると認めるときは、身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第三十九条 都道府县知事认为为了增进身体障碍者的福祉而有必要时，可以就其认为必要的事项要求身体障碍者生活训练等事业等的从业者提交报告，或令相应工作人员对相关人员进行质询，或者令其进入其事务所或设施以检查设备、账簿文件及其他物品。

2 都道府県知事は、第二十八条第二項の規定により市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府县知事为了使市町村根据第28条第2款的规定设置的身体障碍者社会参与支援设施得到妥善运营，在其认为必要时，可以就其认为必要的事项要求相应设施的最高负责人提交报告，或令相应工作人员对相关人员进行质询，或令其进入相应设施以检查设备、账簿文件及其他物品。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 依照前款规定实施质询或现场检查的情形下，该工作人员必须携带能够表明其身份的证明书，并在相关人员提出要求时予以出示。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 依照第1款及第2款的规定获得的权限，不得理解为为获准实施犯罪搜查的权限。

(事業の停止等)

(事业的停止等)

第四十条 都道府県知事は、身体障害者生活訓練等事業等を行う者が、この法律若しくはこ

れに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第四十条 身体障害者生活訓練等事業等の从业者违反本法或依照本法的命令或者依照本法或相应命令而实施的处分时，或在其事业上谋取不正当利益，或者就其事业涉及的人员的待遇实施了不正当的行为时，都道府县知事可以命令相应事业的从业者限制或停止其事业。

第四十一条 身体障害者社会参加支援施設又は養成施設について、その設備若しくは運営が第二十九条第一項の規定による基準にそわなくなつたと認められ、又は法令の規定に違反すると認められるときは、都道府県の設置したものについては厚生労働大臣が、市町村の設置したものについては都道府県知事が、それぞれ、その事業の停止又は廃止を命ずることができる。

第四十一条 身体障害者社会参与支援设施或培训设施，在其设备或运营不再符合第29条第1款规定的标准时，或违反法律法规的规定时，对于由都道府县设置的，厚生劳动大臣可以命令其停止或废止其事业；对于由市町村设置的，都道府县知事可以命令其停止或废止其事业。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもって、その理由を示さなければならない。

2 厚生劳动大臣或都道府县知事在根据上一款的规定实施处分时，应当通过书面文字说明其理由。

第四十二条 削除

第四十二条 删除

(町村の一部事務組合等)

(町村的部分事务工会等)

第四十三条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

第四十三条 町村在设置了设有部分事务工会或广域联盟的福祉事务所的情形下，在适用本法时，将该部分事务工会或广域联盟视为设有福祉事务所的町村。

(大都市等の特例)

(大城市等的特例)

第四十三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以

下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第四十三条之二 本法中规定的由都道府县处理并由政令规定的事务，在《地方自治法》(1947年第67号法律)第252条之19第1款的指定城市(以下称“指定城市”)及该法第252条之22第1款的中心城市(以下称“中心城市”)中，根据政令的规定，由指定城市或中心城市(以下称“指定城市等”)处理。

(権限の委任)

(权限的委托)

第四十四条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第四十四条 本法规定的厚生劳动大臣的权限，可以根据厚生劳动省省令的规定，委托给地方厚生局局长。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

2 根据上一款的规定委托给地方厚生局长的权限，可以根据厚生劳动省省令的规定，委托给地方厚生分局长。

(実施命令)

(实施命令)

第四十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第四十五条 除本法有特别规定的之外，用于本法实施的程序及其他法律执行所需的细则，由厚生劳动省省令规定。

(罰則)

(罚则)

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 属于下列各项之一者，处以十万日元以下的罚款。

一 第十五条第六項の規定に違反した者

一 违反第15条第6款规定的人员

二 第十六条第一項の規定に違反した者

二 違反第 16 条第 1 款規定的人员

第四十七条 偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 通过虚假或其他不正当手段，领取或让别人领取身体障碍者手册的人员，处以 6 个月以下徒刑或 20 万日元以下的罚金。

第四十八条 第十六条第二項の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 违反基于第 16 条第 2 款之规定的都道府县知事命令的人员，处以 3 个月以下徒刑或 10 万日元以下的罚金。

附 則

附 則 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第四十九条 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

第四十九条 本法自 1950 年 4 月 1 日起施行。

（更生援護の特例）

（回归社会援护的特例）

第五十条 児童福祉法第六十三条の二の規定による通知に係る児童は、第九条から第十条まで、第十一条の二、第十八条及び第三十五条から第三十八条までの規定の適用については、身体障害者とみなす。

第五十条 根据《儿童福祉法》第 63 条之 2 的规定做出的通知涉及的儿童，在适用第 9 条至第 10 条、第 11 条之 2、第 18 条及第 35 条至第 38 条的规定时，视为身体障碍者。

附 則（昭和二六年五月三十一日法律第一六九号） 抄

附 則（1951 年 5 月 31 日第 169 号法律） 摘录

（施行期日）

(施行日期)

1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第六条及び第二十六条の改正規定は、公布の日から、第二十七条、第二十八条、第三十八条から第四十一条まで、第四十六条及び第四十七条の改正規定並びに附則第五項及び附則第六項（社会福祉事業法第二条に関する部分を除く。）の規定は、同年六月一日から施行する。

1 本法自 1951 年 10 月 1 日起施行。但是，第 6 条及第 26 条的修订规定自公布之日起施行；第 27 条、第 28 条、第 38 条至第 41 条、第 46 条及第 47 条的修订规定以及附则第 5 款及附则第 6 款（有关《社会福祉事业法》第 2 条的部分除外）的规定自同年 6 月 1 日起施行。

2 第四十三条の二の規定は、この法律の施行により援護の実施機関に変更があった場合に準用する。

2 第 43 条之 2 的规定准用于本法的施行导致援护实施机构发生变更的情形。

3 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

3 根据《社会福祉法》附则第 7 款的规定设置的组织的最高负责人，在适用本法时，视为福祉事务所所长。

(身体障害者福祉司に関する経過規定)

(有关身体障碍者福祉司的过渡规定)

4 この法律の施行の際、現に任用されている身体障害者福祉司は、第十条の規定により任用された身体障害者福祉司とみなす。

4 在本法施行之际业已被任用的身体障碍者福祉司，视为根据第 10 条的规定任用的身体障碍者福祉司。

附 則 （昭和二七年七月一日法律第二二二号） 抄

附 則 （1952 年 7 月 1 日第 222 号法律） 摘录

(施行期日)

(施行日期)

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 本法自公布之日起施行。

附 則 （昭和二八年八月一五日法律第二一三号） 抄

附 則 （1953 年 8 月 15 日第 213 号法律） 摘录

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

1 本法自 1953 年 9 月 1 日起施行。

3 この法律施行の際従前の法令の規定により置かれている機関又は職員は、それぞれ改正後の相当規定に基いて置かれたものとみなす。

3 在本法施行时根据以往的法律法规规定设置的机构或工作人员，分别视为根据修订后的相关规定设置的机构或工作人员。

附 則 （昭和二九年三月三一日法律第二八号） 抄

附 則 （1954 年 3 月 31 日第 28 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

1 本法自 1954 年 4 月 1 日起施行。

（指定医療機関に関する経過規定）

（有关指定医疗机构的过渡规定）

2 この法律の施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法第十七条第三項の規定による厚生大臣の指定を受けている医療機関は、第十九条の二第一項の規定による厚生大臣の指定を受けたものとみなす。

2 在本法施行之际业已根据《战争伤病者战歿者遗属等援护法》第 17 条第 3 款的规定而受到厚生大臣指定的医疗机构，视为已经根据第 19 条之 2 第 1 款的规定接受了厚生大臣的指定。

（ろうあ者更生施設に関する経過規定）

（有关聋哑人回归社会设施的过渡规定）

5 この法律の施行の際現にろうあ者更生施設を經營している市町村又は社会福祉法人は、この法律の施行の日から起算して三箇月以内に、社会福祉事業法第五十七条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事項を当該施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

5 在本法施行之际业已在经营聋哑人回归社会设施的市町村或社会福祉法人，应当自本法施

行之日起 3 个月以内，向相应设施所在地的都道府县知事申报《社会福祉事业法》第 57 条第 1 款第一项至第四项、第六项及第七项所列事项。

6 前項の規定による届出をしたときは、社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

6 根据上一款的规定进行了申报时，视为根据《社会福祉事业法》第 57 条第 1 款的规定进行了申报。

7 この法律の施行の際現にろうあ者更生施設を經營している者で、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外のものについては、この法律の施行の日から起算して三箇月間は、社会福祉事業法第五十七条第二項の規定を適用しない。

7 在本法施行之际业已在经营聋哑人回归社会设施的国家、都道府县、市町村及社会福祉法人以外的主体，自本法施行之日起 3 个月以内，不适用《社会福祉事业法》第 57 条第 2 款的规定。

8 前項に規定する者が、同項の期間内に第五項に規定する事項及び社会福祉事業法第五十七条第三項各号に掲げる事項を当該施設の所在地の都道府県知事に届け出たときは、同条第二項の規定による許可があったものとみなす。

8 上一款规定的主体在该款规定的期间内向相应设施所在地的都道府县知事申报了第 5 款规定的事项及根据《社会福祉事业法》第 57 条第 3 款各项所列事项时，视为收到了该条第 2 款规定的许可。

附 則 （昭和三一年六月一二日法律第一四八号）

附 則 （1956 年 6 月 12 日第 148 号法律）

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百四十七号）の施行の日から施行する。

1 本法自《地方自治法部分修订法》（1956 年第 147 号法律）施行之日起施行。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

2 在本法施行时担任海区渔业调整委员会的委员或农业委员会的委员者禁止兼任及本法施行的都道府县或都道府县知事又或都道府县的委员会等机构正在处理或管理及执行中的事务，向

《地方自治法》第 252 条之 19 第 1 款的指定城市（以下称“指定城市”）或指定城市的市长或委员会等机构进行交接的必要过渡措施，分别按照《地方自治法部分修订法》（1956 年第 147 号法律）附则第 4 款及第 9 款至第 15 款的规定办理。

附 則 （昭和三十一年一月二〇日法律第一七九号）

附 則 （1956 年 12 月 20 日第 179 号法律）

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 本法自公布之日起施行。

2 この法律による改正前の生活保護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に従事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。

2 根据依照本法修订前的《生活保护法》第 49 条的规定由都道府县知事指定的药剂师在本法施行之际业已在从事配药的药局，视为根据依照本法修订后的该法该条的规定由都道府县知事指定的药局。

附 則 （昭和三十三年三月三十一日法律第二九号）

附 則 （1958 年 3 月 31 日第 29 号法律）

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

本法自 1958 年 4 月 1 日起施行。

附 則 （昭和三十三年五月一日法律第一二〇号） 抄

附 則 （1958 年 5 月 1 日第 120 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 本法自公布之日起施行。

附 則 （昭和三十三年五月二日法律第一三三号） 抄

附 則 （1958 年 5 月 2 日第 133 号法律） 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で、政令で定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日起不超过6个月的范围内政令规定之日起施行。

附 則 (昭和三十七年九月一五日法律第一六一号) 抄

附 則 (1962年9月15日第161号法律) 摘录

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

1 本法自1962年10月1日起施行。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

2 依照本法修订后的规定，除本附则有特别规定的情形之外，也适用于本法施行前实施的行政厅处分、本法施行前实施的申请涉及的行政厅的不作为及其他本法施行前发生的事项。但是，不妨碍依照本法修订前的规定生效。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

3 在本法施行前提起的申诉、审查请求、异议申请及其他不服申请（以下称“申诉等”），在本法施行之后仍循前例执行。对于在本法施行前实施的申诉等的裁決、決定及其他处分（以下称“裁決等”）或就本法施行前提起的申诉等本法施行后实施的裁決等仍有不服的情况下的申诉等，也同样处理。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は、行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

4 在上一款规定的申诉等中，在本法施行之后，可以根据《行政不服审查法》提出不服申请的处分涉及的申诉等，在适用该法以外的法律时，视为依照《行政不服审查法》提起的不服申

請。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

5 对于根据第 3 款的规定在本法施行之后实施的申请请求、异议申请及其他不服申请的裁決等，不得提起依照《行政不服审查法》的不服申请。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てを行うことができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

6 对于在本法施行前实施的行政厅的处分中，可以依照按本法修订前的规定提出申诉等并且未规定其提出时间的处分，可以根据《行政不服审查法》提起不服申请的时间自本法施行之日起计算。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 对本法施行前实施的行为适用罚则时，仍循前例执行。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

9 除前 8 款规定的内容外，本法施行所需的过渡措施由政令规定。

附 則 （昭和三八年七月一一日法律第一三三号） 抄

附 則 （1963 年 7 月 11 日第 133 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

第一条 本法自公布之日起不超过 1 个月的范围内政令规定之日起施行，依照按本法修订后的《公职选举法》（1950 年第 1 号法律）第 49 条的规定，自本法施行之日起满 3 个月之日后公示或布告日期的选举起适用。

附 則 （昭和三八年八月三日法律第一六八号） 抄

附 則 （1963 年 8 月 3 日第 168 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 本法自公布之日起不超过 3 个月的范围内政令规定之日起施行。

附 則 （昭和三九年七月一一日法律第一六九号） 抄

附 則 （1964 年 7 月 11 日第 169 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

1 本法自 1965 年 4 月 1 日起施行。

（経過規定）

（过渡規定）

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

5 除前 3 款规定的事项之外，本法施行所需的过渡措施由政令规定。

附 則 （昭和四〇年八月一八日法律第一四一号） 抄

附 則 （1965 年 8 月 18 日第 141 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日起不超过 6 个月的范围内政令规定之日起施行。

附 則 （昭和四二年八月一日法律第一一三号） 抄

附 則 （1947 年 8 月 1 日第 113 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 本法自公布之日起施行。

（経過規定）

（过渡規定）

6 この法律の施行の際現に社会福祉事業等の施設に関する措置法（昭和三十三年法律第百四十二号）第二条の規定により社会福祉法人が国から無償で貸付けを受けた普通財産をその用に供している生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第三項に規定する更生施設が、この法律の施行の日から起算して一箇月以内に更生施設でなくなった場合において、同時に当該施設につきこの法律による改正後の身体障害者福祉法第三十条の三に規定する内部障害者更生施設として同法第十八条第二項の規定による厚生大臣の指定が行なわれ、かつ、当該社会福祉法人が当該普通財産を引き続きその内部障害者更生施設の用に供するときは、当分の間、当該施設を社会福祉事業等の施設に関する措置法第二条第一号に規定する施設とみなす。

6 在本法施行时，业已依据《关于社会福祉事业等的设施的措施法》（1958 年第 142 号法律）第 2 条的规定，将社会福祉法人从国家无偿借出的普通财产供其使用的《生活保护法》（1950 年第 144 号法律）第 38 条第 3 款规定的回归社会设施，自本法施行之日起 1 个月内不再是回归社会设施的情况下，同时该设施被作为依照本法修订后的《身体障碍者福祉法》第 30 条之 3 规定的内部障碍者回归社会设施而得到厚生大臣根据该法第 18 条第 2 款的规定进行的指定，并且该社会福祉法人继续将该普通财产用于其内部障碍者回归社会设施时，暂且将该设施视为《关于社会福祉事业等的设施的措施法》第 2 条第一项规定的设施。

附 則 （昭和四三年五月三十一日法律第八〇号）

附 則 （1968 年 5 月 31 日第 80 号法律）

この法律は、公布の日から施行する。

本法自公布之日起施行。

附 則 （昭和四四年七月一八日法律第六四号） 抄

附 則 （1969 年 7 月 18 日第 64 号法律） 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律（以下「新法」という。）は、昭和四十四年十月一日から施行する。

第一条 本法（以下称“新法”）自 1969 年 10 月 1 日起施行。

附 則 （昭和四七年七月一日法律第一一二号） 抄

附 則 （1972 年 7 月 1 日第 112 号法律） 摘录

(施行期日)

(施行日期)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三十条の三及び別表の改正規定は、昭和四十七年十月一日から施行する。

1 本法自公布之日起施行。但是,第 30 条之 3 及附表的修订规定自 1972 年 10 月 1 日起施行。

附 則 （昭和四八年七月二七日法律第六七号） 抄

附 則 （1973 年 7 月 27 日第 67 号法律） 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 本法自公布之日起施行。

附 則 （昭和四九年六月二〇日法律第八八号）

附 則 （1974 年 6 月 20 日第 88 号法律）

この法律は、公布の日から施行する。

本法自公布之日起施行。

附 則 （昭和五三年五月二三日法律第五五号） 抄

附 則 （1978 年 5 月 23 日第 55 号法律） 摘录

(施行期日等)

(施行日期等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 本法自公布之日起施行。但是，下列各项規定自各項規定之日起施行。

一 第四十九条中精神衛生法第十六条の三第三項及び第四項の改正規定並びに第五十九条中森林法第七十条の改正規定 公布の日から起算して六月を経過した日

一 第 49 条中《精神衛生法》第 16 条之 3 第 3 款及第 4 款的修訂規定以及第 59 条中《森林法》第 70 条的修訂規定 自公布之日起滿 6 个月之日

二 第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。)及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定 昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日

二 第 1 条(台风常襲地帯対策审议会涉及的部分除外)及第 6 条至第 9 条的规定、第 10 条中《奄美群岛振兴开发特别措施法》第 7 条第 1 款的修訂規定以及第 11 条、第 12 条及第 14 条至第 32 条的规定 1979 年 3 月 31 日之前政令規定的日期

附 則 (昭和五四年一二月二五日法律第七〇号) 抄

附 則 (1979 年 12 月 25 日第 70 号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 本法自公布之日起施行。但是，下列各项規定自各項規定之日起施行。

一 第一条から第四条まで及び次項から附則第四項まで 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

一 第 1 条至第 4 条及下一款至附則第 4 款 自公布之日起不超过 6 个月的范围内政令規定的日期

二 第五条、第十一条並びに附則第五項及び第八項 公布の日から起算して三月を超えない

範囲内において政令で定める日

二 第5条、第11条以及附则第5款及第8款 自公布之日起不超过3个月的范围内政令规定的日期

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第七八号）

附 則 （1983年12月2日第78号法律）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

1 本法（第1条除外）自1984年7月1日起施行。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

2 本法施行之日の前一天已根据法律规定设立的机构等，在本法施行之日之后根据《国家行政组织法》或依照本法修订后的相关法律规定的政令（以下称“相关政令”）的规定设立的，其所需的过渡措施及其他本法施行的相关政令的制定或修订废除所需的过渡措施可以由政令规定。

附 則 （昭和五九年八月七日法律第六三号） 抄

附 則 （1984年8月7日第63号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、昭和五十九年十月一日から施行する。ただし、第三十六条の二を第三十六条の三とし、第三十六条の次に一条を加える改正規定、第三十八条第四項の改正規定、同条に一項を加える改正規定及び第四十九条の二第二項の改正規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

第一条 本法自1984年10月1日起施行。但是，将第36条之2作为第36条之3、在第36条之后增加一条的修订规定、第38条第4款的修订规定、在该条增加一款的修订规定及第49条之2第2款的修订规定，自1986年4月1日起施行。

（経過措置）

（过渡措施）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の身体障害者福祉法（次条第一項において「旧法」という。）第十六条第二項第三号に該当することを理由に同項の規定によりなされた返還命令については、なお従前の例による。

第二条 在本法施行前，以符合依照本法修订前的《身体障害者福祉法》（在下一条第1款中称“原法”）第16条第2款第三项为由而根据同款规定实施的返還命令，仍循前例执行。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第二十七条第三項の規定による届出をして肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は内部障害者更生施設を設置している市町村は、身体障害者更生施設の設置に関し、この法律による改正後の身体障害者福祉法（以下この条において「新法」という。）第二十七条第三項の規定による届出をしたものとみなす。

第三条 在本法施行时业已提交依照原法第27条第3款规定做出的申报并设置了肢体不便者回归社会设施、失明者回归社会设施、聋哑人回归社会设施或内部障碍者回归社会设施的市町村，就身体障碍者回归社会设施的设置，视为已依照按本法修订后的《身体障害者福祉法》（以下在本条中称“新法”）第27条第3款的规定进行了申报。

2 この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホーム又は身体障害者福祉センターを設置している市町村は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、都道府県知事に新法第二十七条第三項に規定する厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

2 在本法施行之际业已设置身体障碍者福利院或身体障碍者福祉中心的市町村，应当在自本法施行之日起3个月以内，向都道府县知事申报新法第27条第3款规定的由厚生省令规定的的事项。

3 前項の規定による届出をしたときは、新法第二十七条第三項の規定による届出をしたものとみなす。

3 做出上一款规定的申报时，视为按照新法第27条第3款规定做出了申报。

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 对于本法施行前实施的行为及在本法的附则中规定循前例执行的情形中在本法施行后实施的行为，适用罚则时，仍循前例执行。

附 則 （昭和五九年八月一〇日法律第七一号） 抄

附 則 （1984年8月10日第71号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第一条 本法自 1985 年 4 月 1 日起施行。

(政令への委任)

(对政令的委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二十七条 除附则第 2 条至上一条规定的内容外，本法施行所需的过渡措施由政令规定。

附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第三七号) 抄

附 則 (1985 年 5 月 18 日第 37 号法律) 摘录

(施行期日等)

(施行日期等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 本法自公布之日起施行。

2 この法律による改正後の法律の規定（昭和六十年の特例に係る規定を除く。）は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）若しくは補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

2 依照本法修订后的法律的规定（1985 年度的特例涉及的规定除外），适用于同年度以后年度的预算涉及的国家的负担（包括涉及国家负担的都道府县或市町村的负担。以下在本款及下一款中相同）或补助（由于 1984 年度以前的年度的事务及事业的实施而在 1985 年度以后的年度支出的国家负担及补助以及依照 1984 年以前的年度的国库债务负担行为而应在 1985 年度以后的年度支出的国家负担或补助除外）或交付金的交付，对于由于 1984 年度以前的年度的事务或事业的实施而在 1985 年度以后的年度支出的国家负担或补助、依照 1984 年以前的年度的国

庫債務負担行為而应在 1985 年度以后的年度支出の国家的負担或補助以及 1984 年以前の年度の歳出予算涉及の国家的負担或補助中转入 1985 年以后的年度の負担或補助，仍循前例執行。

3 この法律による改正後の法律の昭和六十年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 依照本法修订后的法律的 1985 年度的特例涉及的规定，适用于同年度的预算涉及的国家负担或补助（由于 1984 年度以前的年度的事务及事业的实施而在 1985 年度支出的国家负担或补助以及依照 1984 年以前的年度的国庫債務負担行為而应在 1985 年度支出的国家负担或补助除外）及由于同年度的事务及事业的实施而在 1986 年度以后的年度支出的国家负担及补助、依照 1985 年度的国庫債務負担行為而应在 1986 年度以后的年度支出的国家负担或補助以及 1985 年の歳出予算涉及の国家的負担或補助中转入 1986 年以后的年度負担或補助，对于由于 1984 年度以前の年度的事務及事業の実施而在 1985 年度支出の国家的負担或補助、依照 1984 年以前の年度の国庫債務負担行為而应在 1985 年度支出の国家的負担或補助以及 1984 年以前の年度の歳出予算涉及の国家的負担或補助中被转入 1985 年以后的年度の負担或補助，仍循前例執行。

附 則 （昭和六一年五月八日法律第四六号） 抄

附 則 （1986 年 5 月 8 日第 46 号法律） 摘录

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 1 本法自公布之日起施行。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十年度以前の年度に

おける事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十三年。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年以前年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

2 依照本法(第10条、第12条及第34条的规定除外)修订后的法律的1986年度至1988年度的各年度的特例涉及的规定以及1986年及1987年的特例涉及的规定,适用于1986年至1988年的各年度(对于涉及1986年度及1987年度的特例涉及的事项,为1986年度及1987年度。以下在本款中相同)的预算涉及的国家负担(包括涉及该国的负担的都道府县或市町村的负担。以下在本款中相同。)或补助(由于1985年度以前的年度的事务及事业的实施而在1986年度以后的年度支出的国家负担或补助及依照1985年度以前的年度的国庫債務負担行為而应在1986年度以后的年度支出的国家负担或补助除外)以及由于自1986年起至1988年的各年度的事务或事业的实施而在1989年(对于1986年度及1987年度的特例涉及的事项,为1988年。以下在本款中相同)以后的年度支出的国家负担或补助、依照1986年至1988年止的各年度的国庫債務負担行為而应在1989年以后的年度支出的国家的负担或补助及1986年至1988年度的各年度的岁出预算涉及的国家负担或补助中被转入1989年度以后的年度的负担或补助,对于由于1985年度以前的年度的事务及事业的实施而在1986年度以后的年度支出的国家负担或补助、依照自1985年度以前的年度的国庫債務負担行為而应在1986年以后的年度支出的国家负担或补助及1985年以前的年度的岁出预算涉及的国家负担或补助中被转入1986年度以后的年度的负担或补助,仍循前例执行。

附 則 (昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号) 抄

附 則 (1986年12月26日第109号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ

当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日起施行。但是下列各项規定，分別自各項規定之日起施行。

一 略

一 略

二 第四条、第六条及び第九条から第十二条までの規定、第十五条中身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定、第十七条中児童福祉法第二十条第四項の改正規定、第三十四条の規定並びに附則第二条、第四条、第七条第一項及び第九条の規定並びに附則第十条中厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）第六条第五十六号の改正規定 昭和六十二年四月一日

二 第4条、第6条及第9条至第12条的规定、第15条中《身体障碍者福祉法》第19条第4款及第19条之2的修订规定、第17条中《儿童福祉法》第20条第4款的修订规定、第34条的规定以及附则第2条、第4条、第7条第1款及第9条的规定以及附则第10条中《厚生省设置法》（1949年第151号法律）第6条第56项的修订规定 1987年4月1日

三・四 略

三・四 略

五 第十四条の規定、第十五条の規定（身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十六条の規定、第十七条の規定（児童福祉法第二十条第四項の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十八条、第十九条、第二十六条及び第三十九条の規定並びに附則第七条第二項及び第十一条から第十三条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第14条的规定、第15条的规定（《身体障碍者福祉法》第19条第4款及第19条之2的修订规定除外。附则第7条第2款中相同）、第16条的规定、第17条的规定（《儿童福祉法》第20条第4款的修订规定除外。附则第7条第2款中相同）、第18条、第19条、第26条及第39条的规定以及附则第7条第2款及第11条至第13条的规定 自公布之日起不超过6个月的范围内政令规定的日期

（その他の処分、申請等に係る経過措置）

（其他处分、申请等涉及的过渡措施）

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行

政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第六条 对于在本法(附则第1条各项所列规定为相应各项规定。以下在本条及附则第8条中相同)施行前,业已依照修订前的各项法律规定实施的许可等的处分等行为(以下在本条中称“处分等行为”)或者在本法施行之际,业已依照修订前的各项法律规定实施的许可等的申请等行为(以下在本条中称“申请等行为”),在本法施行之日,应当办理与上述行为有关的行政事务的人员发生变化的,除了附则第2条至上一条的规定或者修订后的各项法律(包括据此制定的命令)的过渡措施规定中规定的内容外,适用本法施行之日以后的修订后的各项法律时,视同依照修订后的各项法律的相应规定实施的处分等行为或申请等行为。

(不服申立てに係る経過措置)

(不服申请涉及的过渡措施)

第七条

第七条

2 第十五条から第十九条までの規定の施行前にされた行政庁の処分に係るこれらの規定による改正前の身体障害者福祉法第四十一条若しくは第四十二条の規定による審査請求若しくは再審査請求、老人福祉法第三十条若しくは第三十一条の規定による審査請求若しくは再審査請求、児童福祉法第五十八条の三若しくは第五十九条(同法第五十九条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による審査請求若しくは再審査請求、精神薄弱者福祉法第三十条若しくは第三十一条の規定による審査請求若しくは再審査請求又は母子保健法第二十五条の規定による再審査請求については、なお従前の例による。

2 对于在第15条至第19条的规定施行前已经实施的行政厅的处分所涉及的依照依照此类规定修订前的《身体障碍者福祉法》第41条或第42条的规定提起的审查申请或再审申请、依照《老人福祉法》第30条或第31条的规定提起的审查申请或再审申请、依照《儿童福祉法》第58条之3或第59条(包括准用于该法第59条之4第2款的情形)的规定提起的审查申请或再审申请、依照《精神薄弱者福祉法》第30条或第31条的规定提起的审查申请或再审申请又或依照《母子保健法》第25条的规定提起的再审申请,仍循前例执行。

附 則 (平成元年四月一〇日法律第二二号) 抄

附 則 (1989年4月10日第22号法律) 摘录

(施行期日等)

(施行日期等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

1 本法自公布之日起施行。

3 第十三条（義務教育費国庫負担法第二条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第十六条から第二十八条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、昭和六十三年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 依照第 13 条（仅限《义务教育费国库负担法》第 2 条的修订规定）、第 14 条（仅限《公立养护学校建设特别措施法》第 5 条的修订规定）及第 16 条至第 28 条的规定修订后的法律规定，适用于 1989 年以后的年度的预算涉及的国家负担或补助（由于办理 1988 年度以前的年度的事务或事业而在 1989 年度以后的年度支出的国家负担或补助除外），对由于实施 1988 年度以前的年度的事务或事业而在 1989 年度以后的年度支出的国家负担或补助及 1988 年以前的年度的岁出预算涉及的国家负担或补助中转入 1989 年度以后的年度的，仍循前例执行。

附 則 （平成二年六月二九日法律第五八号） 抄

附則 （1990 年 6 月 29 日第 58 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自 1991 年 1 月 1 日起施行。但是，下列各项规定，自各项规定之日起施行。

一 略

一 略

二 第一条中老人福祉法第二十一条、第二十四条及び第二十六条の改正規定、第二条中老人福祉法の目次の改正規定（「第三章 事業及び施設（第十四条—第二十条の七）」を「 / 第三章 事業及び施設（第十四条—第二十条の七） / 第三章の二 老人福祉計画（第二十条の八—第二十条の十一） / 」に改める部分を除く。）、「第五章 雑則」を「第四章の三 有料老人ホーム」に改める改正規定、同法第二十九条から第三十一条までの改正規定、同条の次に三

条及び章名を加える改正規定、同法第三十八条及び第三十九条の改正規定、同条を第四十一条とする改正規定、同法第三十八条の次に二条を加える改正規定並びに同法本則に二条を加える改正規定、第三条中身体障害者福祉法第三十七条の改正規定及び同法第三十七条の二の改正規定（同条第四号を改める部分を除く。）、第五条中精神薄弱者福祉法第二十二条の改正規定（同条第一号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第二十三条の改正規定（同条第二号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第二十五条の改正規定（同条の見出しを改める部分及び同条に一項を加える部分に限る。）及び同法第二十六条の改正規定（同条の見出しを改める部分及び同条に一項を加える部分に限る。）、第七条中児童福祉法第五十条から第五十三条の二までの改正規定、同条を第五十三条の三とし、第五十三条の次に一条を加える改正規定、同法第五十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第五十六条の改正規定並びに第九条中社会福祉事業法第二条の改正規定（「五十万円」を「五百万円」に改める部分に限る。）、同法第七十一条、第七十四条及び第七十五条の改正規定、同法第七十六条を削り、第七十七条を第七十六条とする改正規定、同法第七十八条の改正規定、同条を第七十七条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十三条の改正規定並びに同法第八十五条の改正規定（「一万円」を「二十万円」に改める部分を除く。）並びに附則第五条及び第六条の規定並びに附則第二十五条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条の改正規定 平成三年四月一日

二 第1条中《老人福祉法》第21条、第24条及第26条的修订规定、第2条中《老人福祉法》目录修订规定（将“第三章 事业及设施（第14条—第20条之7）”修改为“第三章 事业及设施（第14条—第20条之7） 第三章之2 老人福祉计划（第20条之8—第20条之11）”的部分除外）、将“第五章 杂则”修改为“第四章之3 收费养老院”的修订规定、该法第29条至第31条的修订规定、在该条之后增加三条及章名的修订规定、该法第38条及第39条的修订规定、将该条作为第41条的修订规定、在该法第38条之后增加两条的修订规定以及在该法正文之后增加两条的修订规定、第3条中《身体障害者福祉法》第37条的修订规定及该法第37条之2的修订规定（修改该条第四项的部分除外）、第5条中《精神薄弱者福祉法》第22条的修订规定（仅限在该条第一项后面增加一项的部分）、该法第23条的修订规定（仅限在该条第二项之后增加一项的部分）、该法第25条的修订规定（仅限修改该条的索引的部分及在该条增加1款的部分）及该法第26条的修订规定（仅限修改该条的索引的部分及在该条增加1款的部分）、第7条中《儿童福祉法》第50条至第53条之2的修订规定、将该条作为第53条之3并在第53条之后增加一条的修订规定、该法第55条的修订规定、在该条之后增加一条的修订规定及该法第56条的修订规定以及第9条中《社会福祉事业法》第2条的修订规定（仅限将“50万日元”修改为“500日元”的部分）、该法第71条、第74条及第75条的修订规定、删除该法第76条并将第77条作为第76条的修订规定、该法第78条的修订规定、将该条作为第77条并在该条之后增加一条的修订规定、该法第83条的修订规定以及该法第85条的修订规定（将“1万日元”修改为“20万日元”的部分除外）以及附则第5条及第6条的规定以及附则第25条中《国有资产特别措置法》（1952年第219号法律）第3条的修订规定 1991年4月1日

三 第二条の規定（前号に掲げるものを除く。）、第四条及び第六条の規定、第九条中社会福祉事業法第十三条、第十七条及び第二十条の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第七条、第十一条及び第二十三条の規定、附則第二十四条中地方税法第二十三条及び第二百九十二条の改正規定並びに附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定 平成五年四月一日

三 第二条の規定（前項所列規定除外。）、第四条第六条の規定、第九条中社会福祉事業法第十三条、第十七条及第二十条修改規定排列第十条規定排列附則第七条、第十一条及第二十三条規定、附則第二十四条中地方面税法第二十三条及第二百九十二条修改規定排列附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及第三十六条規定 1993 年四月一日

（検討）

（探討）

第二条 政府は、老人及び身体障害者に対する居宅における介護等の措置の推進のための方策及びこれに伴う国の費用負担の方式については、平成五年度以降において、市町村の居宅における介護等の措置に係る供給体制の確保の状況その他の事情を総合的に勘案して検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二条 关于推进老人及身体障碍者居家护理等措施的政策及由此产生的国家费用承担方式，政府应当综合考量并探讨 1993 年度以后在市町村的居家护理等措施所涉及的供应体制的保障情况以及其他事项，并根据其结果采取必要的措施。

（身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

（《身体障碍者福祉法》部分修订的过渡措施）

第八条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条において「新法」という。）第四条の二に規定する身体障害者居宅生活支援事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第二十六条第一項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第五十八号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第八条 在本法施行之际业已在从事依照第 3 条规定修订后的《身体障碍者福祉法》（以下在本条中称“新法”）第 4 条之 2 规定的身体障碍者居家生活支援事业的 国家及都道府县以外的主体，在适用新法第 26 条第 1 款的规定时，将该款中的“预先”变更为“自《老人福祉法等部分修订法》（1990 年第 58 号法律）施行之日起 3 个月以内”。

第九条 第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十一条の二の二の規定により都道府県が行った措置は、第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十八条第一項の規定により市町村が行った同項第三号の措置とみなす。ただし、第三条の規定の施行前に行われ、又は行われるべきであった措置に要する費用の支弁については、なお従前の例による。

第九条 都道府县依照按第3条的规定修订前的《身体障碍者福祉法》第21条之2之2的规定采取的措施，视为市町村依照按第3条的规定修订后的《身体障碍者福祉法》第18条第1款的规定采取的该款第三项的措施。但是，对于在第3条的规定施行前已经采取的或应当采取的措施所需费用的开支，仍循前例执行。

第十条 この法律の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法の規定による点字図書館及び点字出版施設は、同条の規定による改正後の身体障害者福祉法第二十七条の規定により設置された視聴覚障害者情報提供施設とみなす。

第十条 在本法施行之际业已存在的依照第3条的规定修订前的《身体障碍者福祉法》规定的盲文图书馆及盲文出版设施，视为依照按该条的规定修订后的《身体障碍者福祉法》第27条的规定设置的视听觉障碍者信息提供设施。

第十一条 第四条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下この条において「旧法」という。）又は旧法に基づく命令の規定により都道府県がした処分その他の行為は、第四条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条において「新法」という。）又は新法に基づく命令の相当する規定により町村がした処分その他の行為とみなす。ただし、旧法に基づき行われ、又は行われるべきであった援護に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

第十一条 根据第四条规定修订前的身体残障者福祉法（本条下称“旧法”。）或根据旧法的命令规定由都道府县负责的处理等其他行为，视为根据第四条规定修订后的身体残障者福祉法（本条下称“新法”。）或根据新法的命令的相应规定由町村负责的处理等其他行为。但，根据旧法执行或应执行的援助所需费用的开支、负担及征收，仍依前例执行。

2 第四条の規定の施行前に旧法の規定に基づき行われた申請は、新法の規定に基づき行われた申請とみなす。

2 根据第四条规定施行前的旧法的规定提出的申请，视为根据新法的规定提出的申请。

（罰則に関する経過措置）

（与罚则有关的过渡措施）

第二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十一条 在本法施行前实施的行为及依照本法附则规定循前例执行的情形下，对本法施行后实施的行为适用罚则时，仍循前例执行。

（その他の経過措置の政令への委任）

（其他过渡措施对政令的委托）

第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第二十二條 除本附則規定的内容外，本法施行所需的过渡措施由政令規定。

附 則 （平成四年六月三日法律第六七号） 抄

附 則 （1992年6月3日第67号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

第一条 本法自1993年4月1日起施行。

附 則 （平成五年十一月一二日法律第八九号） 抄

附 則 （1993年11月12日第89号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

第一条 本法自《行政程序法》（1993年第88号法律）施行之日起施行。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

（关于被提起质询等不利处分的过渡措施）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二条 在本法施行前，依照法律法规规定，应当向审议会等合议制机构提起执行《行政程序法》第13条规定的聆询或赋予辨明机会的程序等旨在陈述意见的程序的相应程序的质询等要求的情形下，在与该质询等要求有关的不利处分的程序，不受依据本法修订后的相关法律规定限制，循前例执行。

(罰則に関する経過措置)

(与罚则有关的过渡措施)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 对本法施行前实施的行为适用罚则时，仍循前例执行。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

(梳理聆询规定的过渡措施)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

第十四条 在本法施行前，依照法律规定实施的聆询、聆讯或者听证会（与不利处分有关的除外），或旨在实施上述行为的程序，视同依照按本法实施修订后的相关法律的相应规定实施。

(政令への委任)

(对政令的委托)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第十五条 除附则第2条至上一条规定的内容外，本法施行所需的过渡措施，由政令规定。

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

附 則（1994年6月29日第49号法律）摘录

(施行期日)

(施行日期)

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

1 在本法中，第一章的规定及下一款的规定自《地方自治法部分修订法》（1994年第48号法律）中《地方自治法》（1947年第67号法律）第二编第十二章的修订规定施行之日起施行，第二章的规定自《地方自治法部分修订法》中《地方自治法》第三编第三章的修订规定施行之日起施行。

附 則 （平成六年六月二九日法律第五六号） 抄

附 則 （1994年6月29日第56号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

第一条 本法自1994年10月1日起施行。

（罰則に関する経過措置）

（有关罚则的经过措施）

第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十五条 对于本法施行前发生的行为的罚则的适用，仍依前例执行。

（その他の経過措置の政令への委任）

（向其他的经过措施的向政令委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第六十七条 除了这个附则的规定以外，随着这个法律的实施需要的经过措施，在政令中规定。

附 則 （平成六年七月一日法律第八四号） 抄

附 則 （1994年7月1日第84号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 本法自公布之日起施行。

（その他の経過措置の政令への委任）

（向其他的经过措施的向政令委任）

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

第十五条 除了这个附则的规定以外，随着这个法律的实施需要的经过措施，在政令中规定。

附 則 （平成九年五月九日法律第四五号） 抄

附 則 （1997年5月9日第45号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）の目次、第十五条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二十七条の改正規定、能開法第二十七条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二の改正規定、第二条の規定（雇用促進事業団法第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に限る。）並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び第十条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第一項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第十八条から第二十三条までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

第一条 本法自公布之日起不超过3个月的范围内政令规定之日起施行。但是，第1条中的《职业能力开发促进法》（以下称“《能开法》”）的目录、第15条之6第1款、第16条第1款及第2款、第17条、第25条、第五节的节名以及第27条的修订规定、在《能开法》第27条之后附加节名的修订规定以及《能开法》第27条之2第2款、第97条之2及第99条之2的修订规定、第2条的规定（仅限《雇佣促进事业团法》第19条第1款第一项及第二项的修订规定）以及下一条至附则第4条、附则第6条至第8条及第10条至第16条的规定、附则第17条的规定（将《雇佣保险法》（1974年第116号法律）第63条第1款第四项中“第10条第2款”修订为“第10条之2第2款”的部分除外）以及附则第18条至第22条的规定，自1999年4月1日起施行。

附 則 （平成九年六月一一日法律第七四号） 抄

附 則 （1997年6月11日第74号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

第一条 本法自 1998 年 4 月 1 日起施行。

附 則 （平成九年一二月一九日法律第一三一号） 抄

附 則 （1997 年 12 月 19 日第 131 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

第一条 本法自 1998 年 4 月 1 日起施行。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

附 則 （1999 年 7 月 16 日第 87 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自 2000 年 4 月 1 日起施行。但是，下列各项規定自各項規定之日起施行。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

一 在第 1 条中《地方自治法》第 250 条之后增加 5 条、节名以及两小节及小节名的修订规定（仅限该法第 250 条之 9 第 1 款涉及的部分（仅限取得两院的同意所涉及的部分））、第 40 条中《自然公园法》附则第 9 款及第 1 款的修订规定（仅限该法附则第 1 款涉及的部分）、第 244 条的规定（《农业改良助长法》第 14 条之 3 的修订规定涉及的部分除外）以及第 472 条的规定（《关于市町村合并的特例的法律》第 6 条、第 8 条及第 17 条的修订规定涉及的部分除外）以及附则

第7条、第10条、第12条、第59条但书、第60条第4款及第5款、第73条、第77条、第157条第4款至第6款、第160条、第163条、第164条以及第202条的规定 公布之日

(厚生大臣に対する再審査請求に係る経過措置)

(对厚生大臣的再审查请求涉及的过渡措施)

第七十四条 施行日前にされた行政庁の処分に係る第百四十九条から第百五十一条まで、第百五十七条、第百五十八条、第百六十五条、第百六十八条、第百七十条、第百七十二条、第百七十三条、第百七十五条、第百七十六条、第百八十三条、第百八十八条、第百九十五条、第二百一条、第二百八条、第二百十四条、第二百十九条から第二百二十一条まで、第二百二十九条又は第二百三十八条の規定による改正前の児童福祉法第五十九条の四第二項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十二条の四、食品衛生法第二十九条の四、旅館業法第九条の三、公衆浴場法第七条の三、医療法第七十一条の三、身体障害者福祉法第四十三条の二第二項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十二第二項、クリーニング業法第十四条の二第二項、狂犬病予防法第二十五条の二、社会福祉事業法第八十三条の二第二項、結核予防法第六十九条、と、畜場法第二十条、歯科技工士法第二十七条の二、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十条の八の二、知的障害者福祉法第三十条第二項、老人福祉法第三十四条第二項、母子保健法第二十六条第二項、柔道整復師法第二十三条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十四条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第四十一条第三項又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十五条の規定に基づく再審査請求については、なお従前の例による。

第七十四条 按与施行日前实施的行政机构处分有关的第149条至第151条、第157条、第158条、第165条、第168条、第170条、第172条、第173条、第175条、第176条、第183条、第188条、第195条、第201条、第208条、第214条、第219条至第221条、第229条或者第238条的规定实施修订前的《儿童福祉法》第59条之4第2款、《关于指压按摩师、针疗师、灸疗师等的法律》第12条之4、《食品卫生法》第29条之4、《旅馆业法》第9条之3、《公共浴场法》第7条之3、《医疗法》第71条之3、《身体障碍者福祉法》第43条之2第2款、《关于精神保健及精神障碍者福祉的法律》第51条之12第2款、《清洁业法》第14条之2第2款、《狂犬病预防法》第25条之2、《社会福祉事业法》第83条之2第2款、《结核预防法》第69条和《畜场法》第20条、《齿科技工士法》第27条之2、《关于临床检查技师、卫生检查技师等的法律》第20条之8之2、《智力障碍者福祉法》第30条第2款、《老人福祉法》第34条第2款、《母子保健法》第26条第2款、《接骨师法》第23条、《关于确保建筑物卫生环境的法律》第14条第2款、《关于废弃物的处理及清扫的法律》第24条、《关于食用禽类处理事业的监管及食用禽检查的法律》第41条第3款或《关于传染病的预防及针对传染病患者的医疗的法律》第65条的规定提出的再审查申请，循前例执行

(厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処

分に関する経過措置)

(与厚生大臣或都道府县知事等地方公共团体机构实施的停业命令等处分有关的过渡措施)

第七十五条 この法律による改正前の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八条第一項（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、食品衛生法第二十二条、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七条第一項（同法第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）、厚生年金保険法第百条第一項、水道法第三十九条第一項、国民年金法第百六 条第一項、薬事法第六十九条第一項若しくは第七十二条又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事その他の地方公共団体の機関がした事業の停止命令その他の処分は、それぞれ、この法律による改正後の児童福祉法第四十六条第四項若しくは第五十九条第一項若しくは第三項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第八条第一項（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、食品衛生法第二十二条若しくは第二十三条、医療法第五条第二項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七条第一項若しくは第二項（同法第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）、厚生年金保険法第百条第一項、水道法第三十九条第一項若しくは第二項、国民年金法第百六条第一項、薬事法第六十九条第一項若しくは第二項若しくは第七十二条第二項又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

第七十五条 厚生大臣或都道府县知事等地方公共团体机构依照按本法实施修订前的《儿童福祉法》第 46 条第 4 款或者第 59 条第 1 款或者第 3 款、《关于指压按摩师、针疗师、灸疗师等的法律》第 8 条第 1 款（包括在该法第 12 条之 2 第 2 款中准用的情形）、《食品卫生法》第 22 条、《医疗法》第 5 条第 2 款或者第 25 条第 1 款、《毒物和剧毒物取缔法》第 17 条第 1 款（包括在该法第 22 条第 4 款及第 5 款中准用的情形）、《厚生年金保险法》第 100 条第 1 款、《水道法》第 39 条第 1 款、《国民年金法》第 106 条第 1 款、《药事法》第 69 条第 1 款或者第 72 条或者《接骨师法》第 18 条第 1 款的规定实施的停业命令等处分，分别视同厚生大臣或者地方公共团体依照按本法实施修订后的《儿童福祉法》第 46 条第 4 款或者第 59 条第 1 款或者第 3 款、《关于指压按摩师、针疗师、灸疗师等的法律》第 8 条第 1 款（包括在该法第 12 条之 2 第 2 款中准用的情形）、《食品卫生法》第 22 条或者第 23 条、《医疗法》第 5 条第 2 款或者第 25 条第 1 款、《毒物和剧毒物取缔法》第 17 条第 1 款或者第 2 款（包括在该法第 22 条第 4 款及第 5 款中准用的情形）、《厚生年金保险法》第 100 条第 1 款、《自来水法》第 39 条第 1 款或者第 2 款、《国民年金法》第 106 条第 1 款、《药事法》第 69 条第 1 款或者第 2 款或者第 72 条第 2 款或《接骨师法》第 18 条第 1 款的规定实施的停业命令等处分。

(国等の事務)

(国家等的事务)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の

施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百五十九条 除了依据本法实施修订前的各项法律中规定的内容外，地方公共团体的机构在本法施行前依照本法或者据此制定的政令管理或者执行的國家、其他地方公共团体的事務（在附則第 161 条中称“國家等的事務”），在本法施行后，应当由地方公共团体依照法律或者据此制定的政令规定，按该地方公共团体的事務进行处理。

（処分、申請等に関する経過措置）

（与处分、申请等有关的过渡措施）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第一百六十条 在本法（附則第 1 条各项所列規定为相应各项規定。以下在本条及附則第 163 条中相同）施行前，业已依照修订前的各项法律規定实施的許可等的处分等行為（以下在本条中称“处分等行為”）或者在本法施行之际，业已依照修订前的各项法律規定实施的許可等的申請等行為（以下在本条中称“申請等行為”），在本法施行之日，应当办理与上述行為有关的行政事務的人员发生变化的，除了附則第 2 条至上一條的規定或者修订后的各项法律（包括据此制定的命令）的过渡措施規定中規定的内容外，适用本法施行之日以后的修订后的各项法律时，视同依照修订后的各项法律的相应規定实施的处分等行為或申請等行為。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

2 在本法施行前，必須依照修订前的各项法律的規定向國家或者地方公共团体机构办理報告、申報、提交等手續在本法施行之日前未办妥的，除了本法以及据此制定的政令中另行規定的情

形外，视同其为在依照修订后的各项法律的相应规定，必须向国家或者地方公共团体的相应机构办理报告、申报、提交等的手续未办妥，并适用依据本法实施修订后的各项法律的规定。

（不服申立てに関する経過措置）

（与申请复议有关的过渡措施）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

第六十一条 在施行日前实施的与国家等的事务有关的处分，如果在施行日前，在做出该处分的行政机构（以下在本条中称“处分机构”）之上存在《行政不服审查法》规定的上级行政机构（以下在本条中称“上级行政机构”），则依照该法对上述处分做出的复议申请，视同在施行日后，该处分机构之上仍继续存在上级行政机构，并适用《行政不服审查法》的规定。此种情形下，被视为相应处分机构上级行政机构的行政机构为施行日前该处分机构上级行政机构的行政机构。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 在前款所述情形下，被视为上级行政机构的行政机构为地方公共团体的机构时，该机构依照《行政不服审查法》规定处理的事务为新《地方自治法》第2条第9款第一项规定的第一号法定受托事务。

（手数料に関する経過措置）

（与手续费有关的过渡措施）

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

第六十二条 除了本法以及据此制定的政令另行规定的情形外，在施行日前应当依照按本法实施修订前的各项法律（包括据此制定的命令）规定缴纳的手续费循前例执行。

（罰則に関する経過措置）

（与罚则有关的过渡措施）

第六百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六百六十三条 对本法施行前实施的行为，适用罚则时，仍循前例执行。

（その他の経過措置の政令への委任）

（其他过渡措施对政令的委托）

第六百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第六百六十四条 除本附则规定的内容外，本法施行所需的过渡措施（包括与罚则有关的过渡措施）由政令规定。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

2 附则第 18 条、第 51 条及第 184 条的规定适用所需事项由政令规定。

（検討）

（探讨）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十条 关于新《地方自治法》第 2 条第 9 款第一项规定的第一号法定受托事务，除了尽量不进行新的设置外，对于新《地方自治法》附表一中所列事务及依据新《地方自治法》制定的政令所示事务，也应当从推进地方分权的观点予以探讨，并做出合理、恰当的修改。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十一条 为了让地方公共团体能够自主、独立执行事务及开展事业，政府应当结合经济形势的变化等情况，对依照国家和地方公共团体的职责分工充实和确保地方财税来源的方法和途径予以探讨，并根据其结果采取必要的措施。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 随着医疗保险制度、养老金制度等的改革，政府应当从确保被保险人的便利、提高事务处理效率等角度出发，对社会保险事务处理体制及从事此项工作的工作人员的理想状态等予以探讨，并在认为有必要时，根据其结果采取必要的措施。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日第 102 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自《内閣法部分修订法》（1999 年第 88 号法律）施行之日起施行。但是，下列各项规定自各项规定之日起施行。

一 略

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

二 附則第 10 条第 1 款及第 5 款、第 14 条第 3 款、第 23 条、第 28 条以及第 30 条的规定 公布之日

（別に定める経過措置）

（另行规定的过渡措施）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第三十条 除第 2 条至上一条规定的内容外，本法施行所需的过渡措施另行由法律规定。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日第 160 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法（第2条及第3条除外）自2001年1月6日起施行。但是，下列各项规定自各项规定之日起施行。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

一 第九百九十五条(限定有关核原料物质、修改有关核燃料物质及核反应堆的限制的法律的一部分的法律附则的修改规定的部分的。)、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二项、第一千三百二十六条第二项及第一千三百四十四条规定 公布の日

附 則 （平成一二年六月七日法律第一一一号） 抄

附則 （2000年6月7日第111号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日起施行。但是，下列各项规定分别自各项规定之日起施行。

一 第二条中社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定並びに第四条、第九条及び第十一条（社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第四号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分及び「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改める部分に限る。）、同項第五号の改正規定（「社会福祉事業法第五十七条第一項」を「社会福祉法第六十二条第一項」に改める部分に限る。）及び同条第二項第四号の改正規定を除く。）の規定並びに附則第九条、第十条、第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定並びに附則第三十九条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第二号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える改正規定 平成十三年四月一日

一 第2条中《社会福祉法》第2条第3款第五项的修正规定以及第4条、第9条及第11条（《社会福祉设施工作人员等退休津贴互助法》第2条第1款第四项的修订规定（仅限将“《社会福祉事业法》”修订为“《社会福祉法》”的部分及将“第57条第1款”修订为“第62条第1款”的部分）、该款第五项的修订规定（仅限将“《社会福祉事业法》第57条第1款”修订为“《社会福祉法》第62条第1款”的部分）及该条第2款第四项的修订规定除外）的规定以及附则第9条、第10条、第21条及第23条至第25条的规定以及附则第39条中把《国有资产特别措施法》（1952年第219号法律）第2条第2款第二项之b作为该项之c，并在该项之a之后增加以下

内容的修订规定 2001年4月1日

二 第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第十条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定（「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二條、第三十二條及び第三十五條の規定、附則第三十九條中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十五条の改正規定（「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二条（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第五十六条の改正規定を除く。）の規定 平成十五年四月一日

二 第2条（《社会福祉法》第2条第3款第五项的修订规定除外）、第5条、第7条及第10条的规定以及第13条中《生活保护法》第84条之3的修订规定（“被收容”修订为“入住”的部分除外）以及附则第11条至第14条、第17条至第19条、第22条、第32条及第35条的规定，以及附则第39条中《国有资产特别措施法》第2条第2款第一项的修订规定（“《社会福祉事业法》”修订为“《社会福祉法》”的部分除外）及把该款第五项修订为该款第七项、该款第四项修订为该款第六项、该款第三项修改为该款第五项、在该款第二项之后增加两项的修订规定、附则第40条的规定、附则第41条中《老人福祉法》（1963年第133号法律）第25条的修订规定（“《社会福祉事业法》第56条第2款”修订为“《社会福祉法》第56条第2款”的部分除外）及附则第52条（《护理保险法施行法》（1997年第124号法律）第56条的修订规定除外）的规定 2003年4月1日

（検討）

（探讨）

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二条 在本法施行后经过十年的情形下，政府应当就本法规定的施行情况予以探讨，并根据其结果采取必要的措施。

（身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

（《身体障碍者福祉法》部分修订的过渡措施）

第七条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条及び次条において「新法」という。）第四条の二第五項に規定する身体障害者相談支援事業（以下この条において「身体障害者相談支援事業」という。）を行っている国及び都道府県以

外の者であって、旧社会福祉事業法第二条第三項第三号に規定する身体障害者の更生相談に応ずる事業に係る旧社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出（以下この条において「更生相談事業に係る届出」という。）をしているものは、新法第二十六条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第七条 在本法施行之际业已开展依照第 3 条的规定修订后的《身体障碍者福祉法》（以下在本条及下一条中称“新法”）第 4 条之 2 第 5 款规定的身体障碍者商谈支援事业（以下在本条中称“身体障碍者商谈支援事业”）的非国家及都道府县者，正在办理原《社会福祉事业法》第 2 条第 3 款第三项规定的应对身体障碍者的回归社会商谈的事业所涉及的原《社会福祉事业法》第 64 条第 1 款规定的申报（以下在本条中称“回归社会商谈事业涉及的申报”）者，视为已经办理了新法第 26 条第 1 款规定的申报者。

2 この法律の施行の際現に身体障害者相談支援事業を行っている国及び都道府県以外の者であって、施行日前一月以内に身体障害者相談支援事業を開始したものが、施行日において、更生相談事業に係る届出をしていないときは、その者は、当該身体障害者相談支援事業を開始した日から一月間は、新法第二十六条第一項の規定による届出をしないで、当該身体障害者相談支援事業を従前の例により引き続き経営することができる。

2 本法施行之际业已在从事身体障碍者商谈支援事业的非国家及都道府县主体中，在施行日前的 1 个月以内已经开始身体障碍者商谈支援事业的主体，在施行日尚未办理回归社会商谈事业涉及的申报时，相应主体在相应身体障碍者商谈支援事业开始之日起 1 个月内，可以不办理新法第 26 条第 1 款规定的申报，而是循前例继续经营相应身体障碍者商谈支援事业。

3 この法律の施行の際現に身体障害者相談支援事業を行っている国及び都道府県以外の者であって、施行日前一月以内に更生相談事業に係る届出に関し届け出た事項に変更を生じたものが、施行日において、旧社会福祉事業法第六十四条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、新法第二十六条第二項の規定による届出をしないで、当該身体障害者相談支援事業を従前の例により引き続き経営することができる。

3 本法施行之际业已在从事身体障碍者商谈支援事业的非国家及都道府县主体中，在施行日前的 1 个月以内回归社会商谈事业涉及的申报相关的已申报事项发生变更的主体，在施行日尚未办理原《社会福祉事业法》第 64 条第 2 款规定的申报时，相应主体在相应变更开始之日起 1 个月内，可以不办理新法第 26 条第 2 款规定的申报，而是循前例继续经营相应身体障碍者商谈支援事业。

第八条 この法律の施行の際現に新法第四条の二第六項に規定する手話通訳事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉法第六十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）の施行の日から起算して三月」とする。

第八条 在本法施行之际业已在从事新法第 4 条之 2 第 6 款规定的手语翻译事业的国家及都道府县以外的主体，在适用《社会福祉法》第 69 条第 1 款的规定的情况下，将该款中的“自事业开始之日起 1 个月”修订为“自《增进社会福祉的社会福祉事业法等的部分修订法》（2000 年第 111 号法律）施行之日起 3 个月”。

第九条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条及び次条において「新法」という。）第四条の二第六項に規定する身体障害者生活訓練等事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第二十六条第一項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第九条 在附則第 1 条第一项所列规定施行之际业已在从事依照第 4 条的规定修订后的《身体障碍者福祉法》（以下在本条及下一条中称“新法”）第 4 条之 2 第 6 款规定的身体障碍者生活训练等事业的国家及都道府县以外的主体，在适用新法第 26 条第 1 款规定的情况下，将该款中的“预先”修订为“自《增进社会福祉的社会福祉事业法等的部分修订法》（2000 年第 111 号法律）附則第 1 条第一项所列规定施行之日起 3 个月以内”。

第十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十三条に規定する盲導犬訓練施設（以下この条において「盲導犬訓練施設」という。）を經營している市町村について新法第二十七条第三項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第十条 在附則第 1 条第一项所列规定施行之际业已在经营新法第 33 条规定的导盲犬训练设施（以下在本条中称“导盲犬训练设施”）的市町村适用新法第 27 条第 3 款的规定时，将该款中的“预先”修订为“自《旨在增进社会福祉的社会福祉事业法等的部分修订法》（2000 年第 111 号法律）附則第 1 条第一项所列规定施行之日起 3 个月以内”。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に盲導犬訓練施設を經營している社会福祉法人その他の者について社会福祉法第六十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して三月」とする。

2 在附則第 1 条第一项所列规定施行之际业已在经营导盲犬训练设施的社会福祉法人等主体，在适用《社会福祉法》第 69 条第 1 款规定的情况下，将该款中的“事业开始之日起 1 个月”修订为“自《增进社会福祉的社会福祉事业法等的部分修订法》（2000 年第 111 号法律）附則第 1 条第一项所列规定施行之日起 3 个月”。

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の身体

障害者福祉法（次条から附則第十四条までにおいて「旧法」という。）第十八条第四項第三号の規定により身体障害者が入所し、又は入所を委託されている地方公共団体又は社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等（第五条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条から附則第十三条までにおいて「新法」という。）第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者更生施設等をいう。次条において同じ。）については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に、新法第十七条の二十四第一項の規定による指定があったものとみなす。

第十一条 在附則第 1 条第二项所列规定施行之际业已依照按第 5 条规定修订前的《身体障碍者福祉法》（在下一条至附則第 14 条中称“原法”）第 18 条第 4 款第三项的规定接受了身体障碍者的入所或入所委托的地方公共团体或社会福祉法人设置的障碍者回归社会设施等（指依照第 5 条的规定修订后的《身体障碍者福祉法》（以下在本条至附則第 13 条中称“新法”）第 17 条之 24 第 1 款规定的障碍者回归社会设施等。在下一条中相同），在附則第 1 条第二项所列规定施行之日，视同实施了新法第 17 条之 24 第 1 款规定的指定。

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において前条の規定により新法第十七条の二十四第一項の規定による指定があったものとみなされた身体障害者更生施設等（新法第十七条の三十第一項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。以下この条において「特定身体障害者更生施設等」という。）に入所している旧法第十八条第四項第三号の措置に係る者（以下この条において「旧措置入所者」という。）については、同日から起算して一年間に限り、同日以後引き続き特定身体障害者更生施設等に入所している間（当該特定身体障害者更生施設等に係る新法第十七条の三十第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定身体障害者更生施設等に継続して一以上の他の指定身体障害者更生施設等（新法第十七条の十第一項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。以下この項において同じ。）に入所した旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定身体障害者更生施設等に継続して入所している間を含む。）は、当該旧措置入所者に係る措置をとった市町村は、当該旧措置入所者を新法第十七条の十一第五項に規定する施設支給決定身体障害者（以下この条において「施設支給決定身体障害者」という。）とみなして、当該旧措置入所者が当該特定身体障害者更生施設等（当該一以上の他の指定身体障害者更生施設等に入所した旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定身体障害者更生施設等）から指定施設支援（新法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援をいう。以下この条において同じ。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該旧措置入所者に対し、当該指定施設支援に要した費用（新法第十七条の十第一項に規定する特定日常生活費（次項において「特定日常生活費」という。）を除く。）について、新法第十七条の十第一項に規定する施設訓練等支援費（以下この条において「施設訓練等支援費」という。）を支給する。ただし、当該旧措置入所者が施設支給決定身体障害者となったときは、この限りでない。

第十二条 在附則第 1 条第二项所列规定施行之日已经在依据上一条的规定得到新法第 17 条之 24 第 1 款规定的指定的障碍者回归社会设施等（依据新法第 17 条之 3 第 1 款的规定撤销了相应指定的除外。以下在本条中称“特定身体障碍者回归社会设施等”）入所的原法第 18 条第 4 款 3 项的措施涉及的人员（以下在本条中称“原措施入所者”），自该日期起一年的期限内，

在该日期以后继续在特定身体障碍者回归社会设施等入所的期间（由于根据相应特定身体障碍者回归社会设施等涉及的新法第 17 条之 3 第 1 款的规定撤销指定等迫不得已的理由，在相应特定身体障碍者回归社会设施等持续在 1 个以上的其他指定身体障碍者回归社会设施等（指新法第 17 条之 1 第 1 款规定的指定身体障碍者回归社会设施等。以下在本款中相同）入所的原措施入住者，包括该持续在 1 个以上的其他指定身体障碍者回归社会设施等入住的期间），相应原措施入所者涉及的采取了措施的市町村，将该原措施入所者视为新法第 17 条之 11 第 5 款规定的设施支付决定身体障碍者（以下在本条中称“设施支付决定身体障碍者”），在该原措施入所者从该特定身体障碍者回归社会设施等（对于在该 1 个以上的其他指定身体障碍者回归社会设施等入所的原措施入所者，为相应 1 个以上的其他指定身体障碍者回归社会设施等）接受指定设施支援（指新法第 17 条之 1 第 1 款规定的指定设施支援。以下在本条中相同）时，根据厚生劳动省省令的规定，对相应原措施入所者，就该指定设施支援所需的费用（新法第 17 条之 1 第 1 款规定的特定日常生活费（在下一款中称“特定日常生活费”）除外），支付新法第 17 条之 1 第 1 款规定的设施训练等支援费（以下在本条中称“设施训练等支援费”）。但是，该原措施入所者成为设施支付决定身体障碍者时，不在此限。

2 前項の規定により施設支給決定身体障害者とみなされた旧措置入所者及び施設支給決定身体障害者である旧措置入所者に対し支給する施設訓練等支援費の額は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年間に限り、新法第十七条の十第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

2 依照上一款的规定向被视为设施支付决定身体障碍者的原措施入所者及作为设施支付决定身体障碍者的原措施入所者支付的设施训练等支援费的金额，自附则第 1 条第二项所列规定施行之日起一年的期限内，不受新法第 17 条之 1 第 2 款的规定限制，为从第一项所列金额中扣除第二项所列金额后得到的金额。

一 旧措置入所者に係る指定施設支援に通常要する費用（特定日常生活費を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定日常生活費を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額）

一 原措施入所者涉及的指定设施支援通常所需要的费用（特定日常生活费除外），为在不低于厚生劳动大臣规定的标准的范围内根据市町村最高负责人规定的标准算出的金额（该金额已经超出相应指定设施支援所需费用（特定日常生活费除外）的金额时，为相应指定设施支援已经需要的费用的金额）

二 旧措置入所者又はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

二 根据原措施入所者或其扶养义务人的承担能力，在不超过厚生劳动大臣规定的标准的范围内根据市町村最高负责人规定的标准算出的金额。

3 第一項の規定にかかわらず、市町村が、やむを得ない事由により同項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けることが著しく困難であると認める旧措置入所者については、新法第十八条第三項の規定により当該特定身体障害者更生施設等に入所しているものとみなす。

3 不受第1款规定限制，由于迫不得已的事由而非常难以依据该款的规定领取设施训练等支援费的原措施入所者，市町村将其视为依据新法第18条第3款的规定已经入住相应特定身体障碍者回归社会设施等的人员。

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に新法第十七条の三十二第一項に規定する国立施設（以下この条において「国立施設」という。）に入所している旧法第十八条第四項第三号の措置に係る者（次項において「国立施設旧措置入所者」という。）については、新法第十七条の三十二第一項の規定により当該国立施設に入所しているものとみなす。

第十三条 在附则第1条第二项所列规定施行之际业已在新法第17条之32第1款规定的国立设施（以下在本条中称“国立设施”）入所的原法第18条第4款第三项的措施涉及的人员（以下在本款中称“国立设施原措施入所者”），视同依据新法第17条之32第1款的规定在相应的国立设施入所的人员。

2 前項の規定にかかわらず、市町村が、やむを得ない事由により新法第十七条の三十二第一項の規定により国立施設に入所することが著しく困難であると認める国立施設旧措置入所者については、新法第十八条第三項の規定により当該国立施設に入所しているものとみなす。

2 不受上一款规定限制，由于迫不得已的事由而非常难以依据新法第17条之32第1款的规定在国立设施入所的国立设施原措施入所者，市町村将其视同依据新法第18条第3款的规定已经在相应国立设施入所的人员。

第十四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行われた旧法第十八条第一項に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の補助については、なお従前の例による。

第十四条 在附则第1条第二项所列规定施行前采取的原法第18条第1款规定的措施所需的费用，在市町村的开支以及都道府县及国家的补助，仍循前例执行。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行われた旧法第十八条第四項第三号に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての身体障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

2 在附则第1条第二项所列规定施行前采取的原法第18条第4款第三项规定的措施所需的费用，在市町村的开支以及都道府县及国家负担以及就相应费用向身体障碍者或其扶养义务人进行的费用的征收，仍循前例执行。

（施行のために必要な準備）

（施行所需的准备）

第二十七条 次に掲げる行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

第二十七条 下列行为也可以在附则第 1 条第二项所列规定的施行之日之前实施。

一 第五条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十七条の五の規定による居宅生活支援費の受給の手續、同法第十七条の十一の規定による施設訓練等支援費の受給の手續、同法第十七条の十七の規定による同法第十七条の四第一項の指定の手續、同法第十七条の二十四の規定による同法第十七条の十第一項の指定の手續その他の行為

一 依照第 5 条的规定修订后的《身体障碍者福祉法》第 17 条之 5 规定的居家生活支援费的领取手续、依照该法第 17 条之 11 规定的设施训练等支援费的领取手续、依照该法第 17 条之 17 规定的该法地址 7 条之 4 第 1 款的指定手续、依照该法第 17 条之 24 规定的该法第 17 条之 1 第 1 款的指定手续等行为。

二 第七条の規定による改正後の知的障害者福祉法第十五条の六の規定による居宅生活支援費の受給の手續、同法第十五条の十二の規定による施設訓練等支援費の受給の手續、同法第十五条の十七の規定による同法第十五条の五第一項の指定の手續、同法第十五条の二十四の規定による同法第十五条の十一第一項の指定の手續その他の行為

二 依照第 7 条的规定修订后的《智力障碍者福祉法》第 15 条之 6 规定的居家生活支援费的领取手续、该法第 15 条之 12 规定的设施训练等支援费的领取手续、依照该法第 15 条之 17 规定的该法第 15 条之 5 第 1 款的指定手续、依照该法第 15 条之 24 规定的该法第 15 条之 11 第 1 款的指定手续等行为。

三 第十条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の十一の規定による居宅生活支援費の受給の手續、同法第二十一条の十七の規定による同法第二十一条の十第一項の指定の手續その他の行為

三 依照第 10 条的规定修订后的《儿童福祉法》第 21 条之 11 规定的居家生活支援费的领取手续、该法第 21 条之 17 规定的该法第 21 条之 1 第 1 款的指定手续等行为。

(罰則に関する経過措置)

(与罚则有关的过渡措施)

第二十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十八条 在本法施行前实施的行为以及依照附则第 26 条的规定生效的情形下,对本法施行后实施的行为适用罚则时,循前例执行。

(その他の経過措置の政令への委任)

(其他过渡措施的对政令的委托)

第二十九条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第二十九条 除附則第3条至上一条规定的內容外，本法施行所需的过渡措施由政令規定。

附 則 (平成一四年二月八日法律第一号) 抄

附 則 (2002年2月8日第1号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 本法自公布之日起施行。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第五〇号)

附 則 (2002年5月29日第50号法律)

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条の規定（身体障害者福祉法第二十一条の三の改正規定中「における厚生労働省令で定める」を「において」に改める部分を除く。）及び次条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

第一条 本法自2002年10月1日起施行。但是，第2条的规定、第3条的规定（将《身体障碍者福祉法》第21条之3的修订规定中“中由厚生劳动省省令规定的”修订为“中的”的部分除外）及下一条的规定自2003年4月1日起施行。

(経過措置)

(过渡措施)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日において現に第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行っている国及び都道府県以外の者について同法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体

障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第五十号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第二条 在上一条但书规定的规定施行之日业已依照第 3 条的规定修订后的《身体障碍者福祉法》第 4 条之 2 第 12 款规定的护理犬训练事业或听导犬训练事业的国家及都道府县以外的主体，在适用该法第 26 条第 1 款的规定时，将该款中的“预先”修订为“《身体障碍者辅助犬的培养及旨在顺利使用该犬的身体障碍者设施等的障碍者基本法等部分修订法》(2002 年第 50 号法律)附则第 1 条但书规定的施行之日起 3 个月以内”。

附 則 （平成一四年一二月二〇日法律第一九一号） 抄

附 則 （2002 年 12 月 2 日第 191 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第十条から第二十六条までの規定は、同日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 本法自 2003 年 10 月 1 日起施行。但是，附则第 10 条至第 26 条的规定，自该日起不超过 9 个月的范围内政令规定之日起施行。

（政令への委任）

（向政令的委任）

第二十七条 附則第二条から第九条まで、附則第十一条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二十七条 从附则第二条到第九条，到附则从第十一条第十三条，附则第十五条，附则第十八条，附则第二十一条及前条规定以外，随着机构的成立有关需要的经过措施及其他这个法律的实施需要的经过措施，在政令中规定。

附 則 （平成一六年一二月一日法律第一五〇号） 抄

附 則 （2004 年 12 月 1 日第 150 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第一条 本法自 2005 年 4 月 1 日起施行。

(罰則に関する経過措置)

(与罚则有关的过渡措施)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 对本法施行前实施的行为适用罚则时，循前例执行。

附 則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄

附 則 (2005 年 4 月 1 日第 25 号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第一条 本法自 2005 年 4 月 1 日起施行。

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

(伴随儿童福利法等的一部分修改的经过措施)

第六条 この法律の規定（第一条を除く。）による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

第六条 根据本法规定（第一条除外。）修订后的规定，适用于有关平成十七（2005）年度以后年度预算由国家或都道府县负担的（因平成十六（2004）年度以前的年度的事务或项目的实施，于平成十七（2005）年度以后的年度由国家或都道府县负担支出的除外。），因平成十六（2004）年度以前的年度的事务或项目的实施，于平成十七（2005）年度以后的年度由国家或都道府县负担支出的，仍依前例执行。

(その他の経過措置の政令への委任)

(其他过渡措施对政令的委托)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で

定める。

第十条 除本附則規定の内容外、本法施行所需的过渡措施由政令規定。

附 則 （平成一七年十一月七日法律第一二三号） 抄

附 則 （2005年11月7日第123号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自2006年4月1日起施行。但是，下列各项規定自各項規定之日起施行。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三条、第一百六条から第一百八条まで及び第二百二十二条の規定 公布の日

一 附則第24条、第44条、第101条、第103条、第116条至第118条及第122条の規定 公布之日

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第

九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第一百条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百一条及び第一百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第一百十四条並びに第一百十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五十五条、第一百八条、第一百条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日

二 第5条第1款（与居家护理、行动援护、儿童日间服务、短期入住及共同生活援助有关的部分除外）、第3款、第5款、第6款、第9款至第15款、第17款及第19款至第22款、第二章第一节（仅限服务使用计划制作费、特定障碍者特别补助、特例特定障碍者特别补助、疗养护理医疗费、符合标准疗养护理医疗费及辅助器具费的支付涉及的部分）、第28条第1款（仅限与第二项、第四项、第五项及第八项至第一项有关的部分）及第2款（仅限与第一项至第三项有关的部分）、第32条、第34条、第35条、第36条第4款（包括在第37条第2款中准用的情形）、第38条至第40条、第41条（仅限与指定障碍者支援设施及指定咨询支援机构的指定有关的部分）、第42条（仅限与指定障碍者支援设施等的设置者及指定商谈支援机构有关的部分）、第44条、第45条、第46条第1款（仅限与指定商谈支援机构有关的部分）及第2款、第47条、第48条第3款及第4款、第49条第2款及第3款以及该条第4款至第7款（仅限与指定障碍者支援设施等的设置者及指定咨询支援机构有关的部分）、第50条第3款及第4款、第51条（仅限与指定障碍者支援设施及指定咨询支援机构有关的部分）、第70条至第72条、第73条、第74条第2款及第75条（仅限与疗养护理医疗及符合标准的疗养护理医疗有关的部分）、第二章第四节、第三章、第四章（与障碍福祉服务事业有关的部分除外）、第五章、第92条第一项（仅限与服务使用计划制作费、特定障碍者特别补助及特殊特定障碍者特别补助的支付有关的部分）、第二项（仅限与疗养护理医疗费及符合标准的疗养护理医疗费的支付有关的部分）、第三项及第四项、第93条第二项、第94条第1款第二项（仅限与第92条第三项有关的部分）及第2款、第95条第1款第二项（与第92条第二项有关的部分除外）及第2款第二项、第96条、第110条（仅限与服务使用计划制作费、特定障碍者特别补助、特殊特定障碍者特别补助、疗养护理医疗费、符合标准的疗养护理医疗费及辅助器具费的支付有关的部分）、第111条及第112条（仅限将第48条第1款的规定准用于该条第3款及第4款的情形有关的部分）以及第114条以及第115条第1款及第2款（仅限与服务使用计划制作费、特定障碍者特别补助、特例特定障碍者特别补助、疗养护理医疗费、符合标准的疗养护理医疗费及辅助器具费的支付有关的部分）以及附则第18条至第23条、第26条、第30条至第33条、第35条、第39条至

第 43 条、第 46 条、第 48 条至第 50 条、第 52 条、第 56 条至第 60 条、第 62 条、第 65 条、第 68 条至第 70 条、第 72 条至第 77 条、第 79 条、第 81 条、第 83 条、第 85 条至第 90 条、第 92 条、第 93 条、第 95 条、第 96 条、第 98 条至第 100 条、第 105 条、第 108 条、第 110 条、第 112 条、第 113 条及第 115 条的规定 2006 年 10 月 1 日

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)
(《身体障碍者福祉法的部分》修订涉及的过渡措施)

第三十六条 施行日前に行われた附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下この条から附則第三十八条までにおいて「旧法」という。）第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援に係る同項の規定による居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

第三十六条 在施行日之前业已依照按附则第 34 条的规定修订前的《身体障碍者福祉法》（以下本条至附则第 38 条中称“原法”）第 17 条之 4 第 1 款规定的指定住宅支援涉及的该款规定实施的居家生活支援费的支付，仍循前例执行。

2 施行日前に行われた旧法第十七条の六第一項に規定する基準該当居宅支援に係る同項の規定による特例居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

2 在施行日之前业已根据原法第 17 条之 6 第 1 款规定的符合标准居家支援涉及的该款规定实施的特例居家生活支援费的支付，仍循前例执行。

3 施行日前に行われた旧法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援に係る同項の規定による施設訓練等支援費の支給については、なお従前の例による。

3 在施行日之前已经根据原法第 17 条之 1 第 1 款规定的指定设施支援涉及的该款规定实施的设施训练等支援费的支付，仍循前例执行。

4 施行日前に行われた旧法第十七条の三十二第四項の規定による同条第一項に規定する国立施設への入所後に要する費用についての国の支弁及び当該入所に係る利用料の支払については、なお従前の例による。

4 在施行日之前已经根据原法第 17 条之 32 第 4 款的规定入住该条第 1 款规定的国立设施后所需的费用，在国家的开支及相应入住涉及的使用费的支付方面，仍循前例执行。

5 施行日前に行われた旧法第十八条第一項の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁及び身体障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

5 在施行日之前根据原法第 18 条第 1 款的规定采取的行政措施所需要的费用，在市町村的开支及向身体障碍者或其扶养义务人进行费用的征收方面，仍循前例执行。

第三十七条 施行日において現に旧法第十八条第一項の規定による行政措置を受けて旧法第四条の二第一項に規定する身体障害者居宅支援が提供されている身体障害者は、政令で定めるところにより、施行日に、附則第三十四条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条において「新法」という。）第十八条第一項の規定による行政措置を受けて障害福祉サービスが提供されている身体障害者とみなす。

第三十七条 在施行日业已接受原法第 18 条第 1 款规定的行政措施并得到原法第 4 条之 2 第 1 款规定的身体障碍者居家支援的身体障碍者，根据政令规定，视同在施行日业已接受依照按附则第 34 条的规定修订后的《身体障碍者福祉法》（以下在本条中称“新法”）第 18 条第 1 款规定的行政措施并得到障碍福祉服务的身体障碍者。

2 新法第三十七条及び第三十七条の二の規定は、施行日以後に行われる新法第十八条第一項の規定による行政措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧法第十八条第一項の規定による行政措置に要する費用についての都道府県及び国の補助は、なお従前の例による。

2 新法第 37 条及第 37 条之 2 的规定，适用于施行日之后采取的新法第 18 条第 1 款规定的行政措施所需的费用，对于施行日之前已经采取的原法第 18 条第 1 款规定的行政措施所需的费用，在都道府县及国家的补助方面仍循前例执行。

第三十八条 施行日前に行われた旧法第十九条第一項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給については、なお従前の例による。

第三十八条 在施行日之前依照原法第 19 条第 1 款规定实施的回归社会医疗的给付或回归社会医疗所需费用的支付，仍循前例执行。

第三十九条 当分の間、附則第三十五条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条及び附則第四十一条において「新法」という。）第九条第二項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は同条第十一項」とあるのは「若しくは同条第十一項」と、「」に入所して」とあるのは「」に入所し、又は同条第十五項に規定する共同生活援助を行う住居に入居して」と、「又は生活保護法」とあるのは「、共同生活援助を行う住居又は生活保護法」と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第三項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」とする。

第三十九条 目前，将依照附则第 35 条的规定修订后的《身体障碍者福祉法》（以下在本条及附则第 41 条中称“新法”）第 9 条第 2 款中的“根据第 18 条第 2 款的规定采取入所措施”替换为“根据第 18 条的规定采取入所或入住的措施”，将“或该条第 11 款”替换为“或者该条第 11 款”，将“）入住”替换为“）入住，或入住实施该条第 17 款规定的共同生活援助的住宅”，

将“或《生活保护法》”替换为“、实施共同生活援助的住宅或《生活保护法》”，将“入所前”替换为“入所前或入住前”、将“入住特定设施”替换为“入所或入住特定设施”、将“已入住”替换为“已入所或入住”、将该条第3款中的“依照第18条第2款规定实施的入住措施”替换为“依照第18条的规定实施入所或入住的措施”、将“已入所”替换为“已入所或入住”、将该条第4款中的“入所”替换为“入所或入住”。

2 前項の規定により読み替えられた新法第九条第二項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この項において「特定施設」という。）に入所することにより、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる新法第九条第二項に規定する特定施設入所身体障害者であって、当該特定施設に入所した際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

2 根据前款的规定被替换的新法第9条第2款的规定，通过入住该款规定的特定设施（以下在本款中称“特定设施”），被认为在附则第1条第二项所列规定施行之日以后在相应特定设施的所在地变更了居住地的新法第9条第2款规定的特定设施入住身体障碍者入住了相应特定设施的情形下，适用于认定在相应特定设施所在的市町村以外的市町村区域内拥有居住地的人员。

第四十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前に行われた附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下この条から附則第四十三条までにおいて「旧法」という。）第十七条の十第一項に規定する指定施設支援に係る同項、旧法第十七条の十三の三第一項及び第十七条の十三の四第一項の規定による施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費及び特定入所者食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

第四十条 对于在附则第1条第2款所列规定的施行日之前已经依照按附则第35条的规定修订前的《身体障碍者福祉法》（以下自本条至附则第43条中称“原法”）第17条之1第1款规定的指定设施支援涉及的该款、原法第17条之13之3第1款及第17条之13之4第1款的规定实施的设施训练等支援费、高额设施训练等支援费及特定入住者食品费等补助的支付，仍循前例执行。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前に行われた旧法第十七条の十四（旧法第十八条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第十七条の三十二第六項の規定による更生訓練費又は物品の支給については、なお従前の例による。

2 对于在附则第1条第2款所列规定的施行日之前已经根据原法第17条之14（包括在原法第18条之2第1款中准用的情形。）及第17条之32第6款的规定实施的回归社会训练费及物品的支付，仍循前例执行。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前に行われた旧法第十七条の三十二第四項の規定による同条第一項に規定する国立施設への入所後に要する費用についての国の支弁及び当該入所に係る利用料の支払については、なお従前の例による。

3 对于在附则第1条第2款所列规定的施行日之前已经依照原法第17条第4款的规定入住该条第1款规定的国立设施之后所需的费用，在国家的开支及相应入所涉及的使用费的支付，仍循前例执行。

4 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第十八条の規定による行政措置に要する費用についての市町村及び国の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての身体障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

4 对于在附则第1条第二项所列规定施行前采取的原法第18条规定的行政措施所需要的费用，在市町村及国家的开支以及都道府县及国家负担以及就相应费用向身体障碍者或其扶养义务人实施的费用的征收，仍循前例执行。

5 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第二十条第一項の規定による補装具の交付若しくは修理又は補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給については、なお従前の例による。

5 对于在附则第1条第二项所列规定施行日之前已经办理的原法第20条第1款规定的辅助用具的交付或者修理或辅助用具的购买或修理所需费用的支付，仍循前例执行。

第四十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に存する旧法第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設（旧法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧法第三十条に規定する身体障害者療護施設及び旧法第三十一条に規定する身体障害者授産施設に限る。以下この項及び次項において「身体障害者更生援護施設」という。）の設置者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該身体障害者更生援護施設につき、なお従前の例により運営をすることができる。

第四十一条 在附则第1条第二项所列规定的施行之日业已存在的原法第5条第1款规定的身体障碍者回归社会援护设施（仅限原法第29条规定的身体障碍者回归社会设施、原法第30条规定的身体障碍者疗护设施及原法第31条规定的身体障碍者职业介绍设施。以下在本款及下一款中称“身体障碍者回归社会援护设施”）的设置者，在附则第1条第三项所列规定的施行之日的前一天之前，可以循前例运营相应身体障碍者回归社会援护设施。

2 前項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設については、当該身体障害者更生援護施設を障害者支援施設とみなして、新法の規定を適用する。

2 对根据上一款的规定可以仍然循前例运营的身体障碍者回归社会援护设施，将相应身体障碍者回归社会援护设施视为障碍者支援设施，适用新法的规定。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第十八条第三項又は第四項の規定による行政措置を受けて旧法第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者更生施設等又は旧

法第十八条第四項に規定する指定医療機関に入所又は入院をしている身体障害者は、同号に掲げる規定の施行の日に、新法第十八条第二項の規定による行政措置を受けて障害者支援施設又は同項に規定する指定医療機関に入所又は入院をしている身体障害者とみなす。

3 在附則第1条第二項所列規定施行之际业已接受原法第18条第3款或第4款规定的行政措施并在原法第17条之24第1款规定的身体障碍者回归社会设施等入住或入院或在原法第18条第4款规定的指定医疗机构入住或入院的身体障碍者，视为在该项所列规定的施行之日已经接受依照新法第18条第2款规定的行政措施在障碍者支援设施或该款规定的指定医疗机构入住或入院的身体障碍者。

第四十二条 旧法第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業に従事する職員に係る旧法第二十六条の三の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第四十二条 对从事原法第4条之2第1款规定的身体障碍者商谈支援事业的工作人员涉及的依照原法第26条之3的规定应当保守的有关个人身份的秘密的义务，即使在附則第1条第二項所列规定的施行之日以后，仍循前例执行。

第四十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前に行われた旧法第五十一条第一項の規定による国の貸付けについては、同条第二項から第五項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧法」という。）第五十一条第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは「旧法第五十一条第一項」とする。

第四十三条 对在附則第1条第二項所列規定施行之日前进行的原法第51条第1款规定的国家的贷款，该条第2款至第5款的规定在该日以后仍然具有效力。在此情形下，将该条第2款中的“上一款”替换为“依照《障碍者自立支援法》附則第35条的规定修订前的《身体障碍者福祉法》（以下称“原法”）第51条第1款”，将该条第3款至第5款规定中的“第1款”替换为“原法第51条第1款”。

（罰則の適用に関する経過措置）

（与罚则使用有关的过渡措施）

第二百一十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二百一十一条 对本法施行前实施的行为及依据本附則的规定仍循前例执行的情形下，对本法施行后实施的行为适用罚则时，仍循前例执行。

（その他の経過措置の政令への委任）

(其他过渡措施对政令的委任)

第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第二百二十二条 除本附则规定的内容外，本法施行所需的过渡措施，由政令规定。

附 則 (平成一八年三月三十一日法律第二〇号) 抄

附 則 (2006年3月31日第20号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

第一条 本法自 2006 年 4 月 1 日起施行。

(児童手当法等の一部改正に伴う経過措置)

(《身体障害者福祉法》部分修订的过渡措施)

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村(特別区を含む。以下同じ。)の負担(平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。)又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

第二条 本法修订后的规定，适用于平成十八(2006)年度以后的年度预算由国家、都道府县或市町村(含特别区，下同。)负担(因平成十七(2005)年度以前的年度的事务或项目的实施于平成十八(2006)年度以后的年度支出的由国家、都道府县或市町村负担的除外。)或交付金的交付，因平成十七(2005)年度以前的年度的事务或项目的实施，于平成十八(2006)年度以后的年度由国家、都道府县或市町村负担支出的，仍依前例执行。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

(《身体障害者福祉法》部分修订的过渡措施)

第六条 この法律の施行前に行われた第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下「旧身体障害者福祉法」という。)第五十一条第一項の規定による国の貸付けについては、同条第五項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改

正する法律（平成十八年法律第二十号）第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第五十一条第一項」と、「第三十七条之二」とあるのは「旧身体障害者福祉法第三十七条之二」とする。

第六条 对于在本法施行前依照第 3 条的规定修订前的《身体障碍者福祉法》（以下称“原《身体障碍者福祉法》”）第 51 条第 1 款规定实施的国家贷款，该条第 5 款规定在本法施行后仍然具有效力。在此情形下，将该款中的“上一款”替换为“依照《国家的补助金等的整理及合理化等涉及的儿童补贴法等的部分修订法》（2006 年第 20 号法律）第 3 条的规定修订前的《身体障碍者福祉法》（以下称“原《身体障碍者福祉法》”）第 51 条第 1 款”，将“第 37 条之 2”替换为“原《身体障碍者福祉法》第 37 条之 2”。

2 第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下「新身体障害者福祉法」という。）第五十一条第二項、第三項及び第五項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた旧身体障害者福祉法第五十一条第一項の貸付金についても、適用する。この場合において、新身体障害者福祉法第五十一条第二項中「前項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十号。第五項において「一部改正法」という。）第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第五十一条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「旧身体障害者福祉法第五十一条第一項」と、同条第五項中「都道府県又は指定都市等」とあるのは「市町村又は都道府県」と、「第一項」とあるのは「旧身体障害者福祉法第五十一条第一項」と、「前項」とあるのは「一部改正法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧身体障害者福祉法第五十一条第五項」とする。

2 依照第 3 条的规定修订后的《身体障碍者福祉法》（以下称“新《身体障碍者福祉法》”）第 51 条第 2 款、第 3 款及第 5 款的规定，适用于国家在本法施行前借出的原《身体障碍者福祉法》第 51 条第 1 款的贷款。在此情形下，将新《身体障碍者福祉法》第 51 条第 2 款中的“上一款”替换为“依照《国家的补助金等的整理及合理化等涉及的儿童补贴法等的部分修订法》（2006 年第 20 号法律。在第 5 款中称“部分修订法”）第 3 条的规定修订前的《身体障碍者福祉法》（以下称“原《身体障碍者福祉法》”）第 51 条第 1 款”，将该条第 3 款中的“第 1 款”替换为“原《身体障碍者福祉法》第 51 条第 1 款”，将该条第 5 款中的“都道府县或指定城市等”替换为“市町村或都道府县”，将“第 1 款”替换为“原《身体障碍者福祉法》第 51 条第 1 款”，将“上一款”替换为“依照部分修订法附则第 6 条第 1 款的规定仍然具有效力的原《身体障碍者福祉法》第 51 条第 5 款”。

（その他の経過措置の政令への委任）

（其他过渡措施对政令的委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十一条 除本附则规定的内容外，本法施行所需的过渡措施，由政令规定。

附 則 （平成一八年六月七日法律第五三号） 抄

附 則 （2006 年 6 月 7 日第 53 号法律）

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第一条 本法自 2007 年 4 月 1 日起施行。但是，下列各项规定自各项规定之日起施行。

附 則 （平成一九年一二月五日法律第一二五号） 抄

附 則 （2007 年 12 月 5 日第 125 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自 2012 年 4 月 1 日起施行。但是，下列各项规定分别自各项规定之日起施行。

一 第一条及び第四条から第六条までの規定並びに附則第八条及び第九条第一項の規定 公布の日

一 第 1 条及第 4 条至第 6 条的规定以及附则第 8 条及第 9 条第 1 款的规定 公布之日

二 次条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 下一条的规定 自公布之日起不超过一年的范围内政令规定的日期

三 第二条の規定及び附則第三条から第五条までの規定 平成二十一年四月一日

三 第 2 条的规定及附则第 3 条至第 5 条的规定 2009 年 4 月 1 日

（政令への委任）

（对政令的委任）

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 除附则第 3 条至上一条规定的内容外，本法施行所需的过渡措施，由政令规定。

(検討)

(探讨)

第九条 政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に関する日本国政府とフィリピン共和国政府の間の協議の状況を勘案し、この法律の公布後五年を目途として、准介護福祉士の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第九条 政府应当结合日本国政府与菲律宾共和国政府就《日本国和菲律宾共和国经济合作协定》的协商情况，以本法公布后五年为期，就准护理福祉士制度开展探讨，并根据其结果采取必要的措施。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府应当以本法施行后五年为期，结合新法的施行情况等因素，就依据本法实施修订后的社会福祉士和护理福祉士的资格制度开展探讨，并在认为有必要时，根据其结果采取必要的措施。

附 則 (平成二〇年一二月一九日法律第九三号) 抄

附 則 (2008年12月19日第93号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自2010年4月1日起施行。但是，下列各项规定自各项规定之日起施行。

一 第二十七条並びに附則第三条、第八条、第十九条、第二十条及び第二十五条の規定 公布の日

一 第27条以及附则第3条、第8条、第19条、第20条及第25条的规定 公布之日

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

(《身体障碍者福祉法》部分修订的过渡措施)

第十五条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十八条

第二項の規定による指定を受けている旧センターの設置する医療機関については、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十八条第二項の規定による指定があったものとみなす。

第十五条 对于在上一条款的规定施行之际业已依照该条款的规定修订前的《身体障碍者福祉法》第 18 条第 2 款的规定接受指定且设有原中心的医疗机构，在上一条款规定的施行之日，视为已经进行了依照该条款的规定修订后的《身体障碍者福祉法》第 18 条第 2 款规定的指定。

（検討）

（探讨）

第二十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、その業務として研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直しその他の独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研究センターの業務についての社会的な評価を含む業務の実施状況その他この法律の施行の状況を勘案し、国立高度専門医療研究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十四条 政府应当在本法施行后 3 年以内，在开展研究及开发等业务的其他独立行政法人的调整及其他有关独立行政法人的制度的调整情况的基础上，考量对于包括国立高等专业医疗研究中心业务的社会性评价在内的业务实施情况及其他本法的施行情况，就国立高等专业医疗研究中心的组织及事务，研讨包括是否适合作为独立行政法人继续存在在在的事项，并根据其结果采取必要的措施。

（政令への委任）

（对政令的委任）

第二十五条 附則第三条から第十条まで、第十三条及び第十五条に定めるもののほか、国立高度専門医療研究センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二十五条 除附则第 3 条至第 10 条、第 13 条及第 15 条规定的内容外，国立高等专业医疗研究中心设立所需的过渡措施等本法施行所需的过渡措施，由政令规定。

附 則 （平成二二年一二月一〇日法律第七一号） 抄

附 則 （2010 年 12 月 10 日第 71 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自 2012 年 4 月 1 日起施行。但是，下列各项规定自各该项规定之日起施行。

一 第一条の規定、第二条中障害者自立支援法目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。第三号において同じ。）、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定（「、その有する能力及び適性に応じ」を削る部分に限る。第三号において同じ。）並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定、第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定 公布の日

一 第一条の規定，第二条中（限定残疾人自立支援法目下面的修改规定「第三十一条」为改变成「第三十一条二」的部分。在第三号一样。）、该法第一条的修改规定，（削加上该法第二条第一項第一号の修改规定，该法第三条の修改规定，该法第四条第一項の修改规定，该法第二章第二節第三款中第三十一条其次一条の修改规定，该法第四十二条第一項の修改规定，该法第七十七条第一項第一号の修改规定「，那个有的能力及适应性应对的」部分限定。在第三号一样。）以及该法第七十七条第三項及第七十八条第二項の修改规定，第四条中为儿童福利法第二十四条の十一第一項の修改规定以及第十条规定以及为下面条以及附則第三十七条及第三十九条の規定 公布の日

二 略

二 略

三 第二条の規定（障害者自立支援法目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条第一項の改正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十八条第二項の改正規定を除く。）、第四条の規定（児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条から第十条まで、第十九条から第二十一条まで、第三十五条（第一号に係る部分に限る。）、第四十条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び第七十三条の規定 平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日

三 第 2 条の規定（《障碍者自立支援法》目录的修订规定、该法第 1 条的修订规定、该法第 2 条第 1 款第一項的修订规定、该法第 3 条的修订规定、该法第 4 条第 1 款的修订规定、在该法第二章第二節第三小节中第 31 条后增加一条的修订规定、该法第 42 条第 1 款的修订规定、该法第 77 条第 1 款第一項的修订规定以及该法第 77 条第 3 款及第 78 条第 2 款的修订规定除外）、

第4条の規定（《児童福祉法》第24条之11第1款の修订規定除外）及第6条の規定以及附則第4条至第10条、第19条至第21条、第35条（仅限第一項涉及的部分）、第40条、第42条、第43条、第46条、第48条、第50条、第53条、第57条、第60条、第62条、第64条、第67条、第70条及第73条の規定 2012年4月1日之前政令規定の日期

（検討）

（探討）

第二条 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二条 政府于残障保健福祉措施調整之际，就对疑难病例患者等提供支持及对残障者等提供移动支持的方针进行必要的探讨，并根据其结果采取相应的措施。

（施行前の準備）

（实施前的准备）

第三十七条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）を施行するために必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手續、新自立支援法第五十一条の二十第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手續、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

第三十七条 施行本法（附則第一条第三項所列规定的，为该規定。本条下同。）所需条例的制定或修订、新自立支援法第五十一条之十九规定的新自立支援法第五十一条之十四第一款的指定手續、新自立支援法第五十一条之二十第一款规定的新自立支援法第五十一条之十七第一款第一項的指定手續、新児童福祉法第二十一条之五之十五规定的新児童福祉法第二十一条之五之三第一款的指定手續、新児童福祉法第二十四条之二十八第一款规定的新児童福祉法第二十四条之二十六第一款第一項的指定手續、新児童福祉法第三十四条之三第二款的申报等其他行为，在本法施行前亦可进行。

（罰則の適用に関する経過措置）

（有关罚则适用的经过措施）

第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十三条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

第三十八条 本法施行前发生的行為以及根据附則第十三条及第三十一条規定仍依前例执行的，对于本法施行后发生的行為的罰則的適用，仍依前例执行。

（その他経過措置の政令への委任）

（其他经过措施的向政令委任）

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第三十九条 除本附則規定の内容外，本法施行所需的过渡性措施（含罰則相关的过渡性措施），由政令做出規定。

（身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

（《身体障碍者福祉法》部分修订过渡措施）

第四十五条 新自立支援法附則第三十九条第一項の規定により読み替えられた前条の規定による改正後の身体障害者福祉法第九条第三項の規定は、施行日以後に継続して同条第二項に規定する特定施設に入所又は入居をすることにより、当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる同条第三項に規定する身体障害者等について適用する。

第四十五条 根据新自立支援法附則第39条第1款的规定替换适用的依照上一条的规定修订后的《身体障碍者福祉法》第9条第3款的规定，通过在施行日后继续在该条第2款规定的特定设施入所或入住，适用于在相应特定设施的所在地变更了居住地的该条第3款规定的身体障碍者等。

附 則 （平成二三年五月二日法律第四〇号） 抄

附 則 （2011年5月2日第40号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 本法自公布之日起施行。

（調整規定）

（调整规定）

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る

ための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

第十三条 本法施行之日为有关推动提高地区自主性及自立性改革的相关法律完善的法律（平成二十三（2011）年法律第三十七号）施行之日前的，前条中结合残障者制度改革推进总部等的探讨截至残障保健福祉措施调整为止的期间关于完善支持残障者等的地区生活的相关法律的法律附则第一条第三项的修订规定中为“第七十三条”的，为“第七十四条”；同法附则追加三条的修订规定中为“第七十三条”的，为“第七十四条”；为“第七十四条”的，为“第七十五条”；为“第七十五条”的，为“第七十六条”。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

附 則 （2011年6月22日第70号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第一条 本法自 2012 年 4 月 1 日起施行。但是，下一条的规定自公布之日起施行，附则第 17 条的规定自《关于推进以旨在提高地区自主性及自立性的相关法律建设的法律》（2011 年第 105 号法律）的公布之日或本法公布之日中的较晚之日起施行。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七二号） 抄

附 則 （2011年6月22日第72号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自 2012 年 4 月 1 日起施行。但是，下列各项规定自各该项规定之日起施行。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

一 第二条（仅限于老人福祉法目录的修订规定、删除同法第四章之二的修订规定、同法第四章之三作为第四章之二的修订规定及同法第四十条第一项的修订规定（仅限于删除“第二十八条之十二第一款或”的部分。）。）、第四条、第六条及第七条的规定以及附则第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（仅限于关于应对东日本大地震特别财政援助及补助的法律（平成二十三（2011）年法律第四十号）附则第一条但书的修订规定及删除同条各项的修订规定以及同法附则第十四条的修订规定。）及第五十条至第五十二条的规定 为公布之日

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

附 則 （2011年8月30日第105号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日起施行。但是，下列各项规定自各该项规定之日起施行。

一 略

一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進

に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二條（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三條、第一百五條（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七條、第一百八條、第一百五條（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六條（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八條（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十條（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第一百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第一百二十八條（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、百四条及び百九条の二の改正規定に限る。）、第一百四十二條（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第一百四十五條、第一百四十六條（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第九十一条、第九十二条、第九十七条、第二百三十三條、第二百四十一条、第二百八十三條、第三百十一条及び第三百十八條の改正規定に限る。）、第一百五十五條（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条の改正規定を除く。）、第一百五十七條、第一百五十八條（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第一百六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六

十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第百六十九条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条、第二百一十一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

二 第2条、第10条（仅限《结构改革特别区域法》第18条的修订规定）、第14条（仅限《地方自治法》第252条之19、第260条以及附表一《噪音管控法》（1968年第98号法律）之款、《城市规划法》（1968年第100号法律）的条款、《城市再开发法》（1969年第38号法律）之款、《环境基本法》（1993年第91号法律）之款及《关于促进密集市区中的防灾街区建设的法律》（1997年第49号法律）之款及附表二《城市再开发法》（1969年第38号法律）之款、《关于推进公有地扩大的法律》（1972年第66号法律）之款、《关于促进大城市地区的住宅及住宅地供应的特别措施法》（1975年第67号法律）之款、《关于促进密集市区中的防灾街区建设的法律》（1997年第49号法律）之款及《关于顺利开展公寓改建等的法律》（2002年第78号法律）之款的修订规定）、第17条至第19条、第22条（仅限《儿童福祉法》第21条之5之6、第21条之5之15、第21条之5之23、第24条之9、第24条之17、第24条之28及第24条之36的修订规定）、第23条至第27条、第29条至第33条、第34条（仅限《社会福祉法》第62条、第65条及第71条的修订规定）、第35条、第37条、第38条（《水道法》第46条、第48条之2、第50条及第50条之2的修订规定除外）、第39条、第43条（仅限《职业能力开发促进法》第19条、第23条、第28条及第30条之2的修订规定）、第51条（仅限《关于传染病预防及针对传染病患者的医疗的法律》第64条的修订规定）、第54条（《障碍者自立支援法》第88条及第89条的修订规定除外）、第65条（《农地法》第3条第1款第九项、第4条、第5条及第57条的修订规定除外）、第87条至第92条、第99条（仅限《道路法》第24条之3及第48条之3的修订规定）、第101条（仅限《土地区划整理法》第76条的修订规定）、第102条（仅限

《道路整備特別措施法》第 18 条至第 21 条、第 27 条、第 49 条及第 50 条的修订规定)、第 103 条、第 105 条(《停车场法》第 4 条的修订规定除外)、第 107 条、第 108 条、第 115 条(仅限《首都圏近郊绿地保护法》第 15 条及第 17 条的修订规定。)、第 116 条(《关于流通业务市区建设的法律》第 3 条之 2 的修订规定除外)、第 118 条(仅限《关于近畿圏保护区域建设的法律》第 16 条及第 18 条之的修订规定)、第 120 条(《城市规划法》第 6 条之 2、第 7 条之 2、第 8 条、第 10 条之 2 至第 12 条之 2、第 12 条之 4、第 12 条之 5、第 12 条之 10、第 14 条、第 20 条、第 23 条、第 33 条及第 58 条之 2 的修订规定除外)、第 121 条(仅限《城市再开发法》第 7 条之 4 至第 7 条之 7、第 60 条至第 62 条、第 66 条、第 98 条、第 99 条之 8、第 139 条之 3、第 141 条之 2 及第 142 条的修订规定)、第 125 条(《关于推进公有地扩大的法律》第 9 条的修订规定除外)、第 128 条(《城市绿地法》第 20 条及第 39 条的修订规定除外)、第 131 条(仅限《关于促进大城市地区住宅及住宅地供应的特别措施法》第 7 条、第 26 条、第 64 条、第 67 条、第 104 条及第 109 条之 2 的修订规定)、第 142 条(仅限《关于促进地方网点城市地区建设及产业业务设施重新配置的法律》第 18 条及第 21 条至第 23 条的修订规定)、第 145 条、第 146 条(《受灾市区复兴特别措施法》第 5 条及第 7 条第 3 款的修订规定除外)、第 149 条(仅限《关于促进密集市区中的防灾街区建设的法律》第 20 条、第 21 条、第 191 条、第 192 条、第 197 条、第 233 条、第 241 条、第 283 条、第 311 条及第 318 条的修订规定)、第 155 条(仅限《城市重建特别措施法》第 51 条第 4 款的修订规定)、第 156 条(《关于顺利开展公寓改建等的法律》第 102 条的修订规定除外)、第 157 条、第 158 条(仅限《景观法》第 57 条的修订规定)、第 160 条(仅限《关于根据地区中的多样化需求建设公共租赁住宅等的特别措施法》第 6 条第 5 款的修订规定(“第 2 款第二项 a”修改为“第 2 款第一项 a”的部分除外)以及该法第 11 条及第 13 条的修订规定)、第 162 条(仅限《关于促进老龄者、障碍者等方面移动等的法律》第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 36 条第 2 款及第 56 条的修订规定)、第 165 条(仅限《关于维护和改善地域历史风致的法律》第 24 条及第 29 条的修订规定)、第 169 条、第 171 条(仅限《关于废弃物的处理及清扫的法律》第 21 条的修订规定)、第 174 条、第 178 条、第 182 条(仅限《环境基本法》第 16 条及第 40 条之 2 的修订规定)及第 187 条(仅限《关于鸟兽保护及狩猎合法化的法律》第 15 条的修订规定、该法第 28 条第 9 款的修订规定(将“第 4 条第 3 款”修改为“第 4 条第 4 款”的部分除外)、该法第 29 条第 4 款的修订规定(将“第 4 条第 3 款”修改为“第 4 条第 4 款”的部分除外)以及该法第 34 条及第 35 条的修订规定)的规定以及附则第 13 条、第 15 条至第 24 条、第 25 条第 1 款、第 26 条、第 27 条第 1 款至第 3 款、第 30 条至第 32 条、第 38 条、第 44 条、第 46 条第 1 款及第 4 款、第 47 条至第 49 条、第 51 条至第 53 条、第 55 条、第 58 条、第 59 条、第 61 条至第 69 条、第 71 条、第 72 条第 1 款至第 3 款、第 74 条至第 76 条、第 78 条、第 80 条第 1 款及第 3 款、第 83 条、第 87 条(《地方税法》第 587 条之 2 及附则第 11 条的修订规定除外)、第 89 条、第 90 条、第 92 条(仅限《高速汽车国道法》第 25 条的修订规定)、第 101 条、第 102 条、第 105 条至第 107 条、第 112 条、第 117 条(仅限《关于通过地区多类主体合作促进保护生物多样性的活动等的法律》(2000 年第 72 号法律)第 4 条第 8 款的修订规定)、第 119 条、第 121 条之 2 以及第 123 条第 2 款的规定 2012 年 4 月 1 日

(罰則に関する経過措置)

(与罚则有关的过渡措施)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八十一条 在本法（附則第 1 条各项所列规定的情形下，为相应规定。以下在本条中相同）施行前实施的行为以及依照本附则规定仍然循前例执行的情形下，本法施行后实施的行为适用罚则时，仍循前例执行。

(政令への委任)

(对政令的委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第八十二条 除本附则规定的内容外，本法施行所需的过渡措施（包括与罚则有关的过渡措施），由政令规定。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二二号） 抄

附 則 （2001 年 12 月 14 日第 122 号法律） 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日起不超过两个月的范围内政令规定之日起施行。但是，下列各项规定自各该规定之日起施行。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

一 附則第 6 条、第 8 条、第 9 条及第 13 条的规定 公布之日

附 則 （平成二四年六月二七日法律第五一号） 抄

附 則 （2002 年 6 月 27 日第 51 号法律） 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自 2013 年 4 月 1 日起施行。但是，下列各项规定自各项规定之日起施行。

一 附則第十条及び第二十八条の規定 公布の日

一 附則第 10 条及第 28 条的规定 公布之日

二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日

二 第 2 条、第 4 条、第 6 条及第 8 条以及附則第 5 条至第 8 条、第 12 条至第 16 条及第 18 条至第 26 条的规定 2014 年 4 月 1 日

(政令への委任)

(对政令的委任)

第十条 附則第四条から前条まで、第十六条及び第二十五条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第十条 除附則第 4 条至上一條、第 16 条及第 25 条规定的内容外，本法施行所需的过渡措施由政令规定。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄

附 則 (2014 年 6 月 4 日第 51 号法律) 摘录

(施行期日)

(施行日期)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

第一条 本法自 2015 年 4 月 1 日起施行。

(処分、申請等に関する経過措置)

(处分、有关申请等的经过措施)

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の

施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第七条 属于本法（有关附则第一条各项所列规定的，为相应各项规定。本条及下一条亦同。）施行前根据本法修订前的各项法律的规定做出的许可等处理等其他行为（本款下称“处理等行为”。）或本法施行之际根据本法修订前的各项法律的规定做出的许可等的申请等其他行为（本款下称“申请等行为”。），本法施行之日负责有关行为的行政事务者有所不同的，除附则第二条至前条的规定或根据本法修订后的各项法律（含据此制定的命令。）的过渡性措施有相关规定的，关于本法施行之日以后本法修订后的各项法律的适用，视为本法修订后的各项法律的相应规定做出的处理等行为或申请等行为。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

2 属于本法施行前根据本法修订前的各项法律的规定应向国家或地方公共团体的机关进行报告、申报、提交等其他手续的事项，本法施行之日前尚未进行该手续的，除本法及据此制定的政令有另行规定，均视为根据本法修订后的各项法律的相应规定应向国家或地方公共团体的机关进行报告、申报、提交等其他手续但尚未进行的事项，适用根据本法修订后的各项法律的规定。

（罰則に関する経過措置）

（与罚则有关的过渡措施）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 对本法施行前实施的行为适用罚则时，仍循前例执行。

（政令への委任）

（对政令的委任）

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過

措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第九条 除附則第 2 条至上一条规定的内容外，本法施行所需的过渡措施（包括与罚则有关的过渡措施），由政令规定。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六七号） 抄

附 則 （2014 年 6 月 13 日第 67 号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自《独立行政法人通則法部分修订法》（2014 年第 66 号法律。以下称“《通則法修订法》”）的施行之日起施行。但是，下列各项规定自各项规定之日起施行。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

一 附則第 14 条第 2 款、第 18 条及第 30 条的规定 公布之日

（処分等の効力）

（处分等的效力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

第二十八条 在本法施行前依照按本法修订前的各自的法律（包括据此制定的命令）的规定实施的或应当实施的处分、手续等行为中，依照本法修订后的各自的法律（包括据此制定的命令。以下在本条中称“新法律法规”）中存在相应的规定的，除法律（包括据此制定的命令）中另行规定的外，视为根据新法律法规的相应规定实施的或应当实施的处分、手续等行为。

（罰則に関する経過措置）

（与罚则有关的过渡措施）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

第二十九条 对本法施行前实施的行为及根据本附则的规定仍有具有效力的情形下，对在本法施行后实施的行为适用罚则是仍循前例执行。

附 則 （平成二六年六月二五日法律第八三号） 抄

附 則 （2014年6月25日第83号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自公布之日或平成二十六（2014）年四月一日中较晚之日起施行。但，以下各项所列规定，自各相应规定之日起施行。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七條、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

一 第十二条内诊疗射线工程师法第二十六条第二項的修改規定及第二十四条の規定排列下面条排列附則第七条，第十三条询问书，第十八条，第二十条第一項询问书，第二十二條，第二十五條，第二十九條，第三十一條，第六十一條，第六十二條，第六十四條，第六十七條，第七十一條及第七十二條規定 公布の日

附 則 （平成二八年三月三一日法律第二一号） 抄

附 則 （2016年3月31日第21号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 本法自2017年4月1日起施行。但是，下列各项規定自各項規定之日起施行。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二条、第三十四條及び第三十五條の規定 公布の日

一 第五条及第六条的规定及附则第五条，第七条，第九条，第三十一条，第三十二条，第三十四条及第三十五条规定公布の日

附 則 （平成二八年六月三日法律第六三号） 抄

附 則 （2016年6月3日第63号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

第一条 本法自 2017 年 4 月 1 日起施行。

附 則 （平成二八年六月三日法律第六五号） 抄

附 則 （2016年6月3日第65号法律） 摘录

（施行期日）

（施行日期）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

第一条 本法自 2018 年 4 月 1 日起施行。

別表（第四条、第十五条、第十六条関係）

附表（第4条、第15条、第16条相关）

一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

一 下列视觉障碍中的永久性障碍。

1 両眼の視力(万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ〇・一以下のもの

1 两眼的视力(指根据万国式视力表检测到的视力,对于屈光异常的人,指检测到的矫正视力。下同)分别为 0.1 以下的

2 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの

2 一只眼睛的视力在 0.02 以下,另一只眼睛的视力在 0.6 以下的

3 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの

3 两只眼睛的视野分别在 10 度以内者

4 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

4 两眼の視野缺少二分之一以上者

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

二 下列听觉或平衡机能的障碍中的永久性障碍

1 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの

1 两耳的听力水平分别在 70 分贝以上者

2 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの

2 一只耳朵的听力水平在 90 分贝以上，另一只耳朵的听力水平在 50 分贝以上者

3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの

3 两耳的普通语声的最佳语音明亮度在 50% 以下者

4 平衡機能の著しい障害

4 显著的平衡机能障碍

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

三 下列发音机能、语言机能或咀嚼机能的障碍

1 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失

1 发音机能、语言机能或咀嚼机能的丧失

2 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

2 显著的发音机能、语言机能或咀嚼机能障碍中的永久性障碍

四 次に掲げる肢体不自由

四 下列肢体不便

1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの

1 一上肢、一下肢或体干的显著障碍中的永久性障碍

2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの

2 一上肢的拇指欠缺指骨间关节以上者或包括食指在内的一上肢的两根手指以上分别欠缺第

一指骨间关节以上者

3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

3 一下肢跗跖关节以上欠缺者

4 両下肢のすべての指を欠くもの

4 两下肢的全部欠缺脚趾者

5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの

5 一上肢的拇指的机能明显存在障碍或包括食指在内的一上肢的 3 根手指以上的机能明显存在的障碍中的永久性障碍

6 1 から 5 までに掲げるもののほか、その程度が 1 から 5 までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

6 除 1 至 5 所列障碍外，其程度超过 1 至 5 所列障碍的程度的障碍

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

五 心脏、肾脏或呼吸器的机能障碍及其他政令规定的障碍中的永久性障碍，并且其程度使得日常生活明显受到限制的障碍。